

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	アジア大洋州地域外交				番号	①							
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのための5段階達成度は記載できない。				(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額				5年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力に係るアジア大洋州地域外交に必要な経費			699,053				693,780		
	一般	外務本省	地域別外交費	アジア大洋州地域外交に必要な経費			3,100,204				3,629,748		
	一般	在外公館	地域別外交費	アジア大洋州地域外交に必要な経費			45,761				64,376		
	小 計				一般会計		3,845,018				4,387,904		
					<		>	の内数	<		>	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
	小 計				一般会計								
					<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計								
					<		>	の内数	<		>	の内数	
合 計				一般会計		3,845,018				4,387,904			
				<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計									
				<		>	の内数	<		>	の内数		

施策Ⅰ－１ アジア大洋州地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-1）

施策名（※）		アジア大洋州地域外交					
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。						
	1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。						
	2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。						
	3 大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。						
	4 ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ「日中新時代」を切り開いていく。また、日モンゴル互惠関係を一層深化させる。						
	5 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。						
	6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。						
	7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。						
	8 豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。						
目標設定の考え方・根拠		豊かで安定し、開かれたアジア大洋州地域の実現は、日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。 ・第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日) 八 外交・安全保障（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）（近隣外交） ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日)					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）		区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,771	2,723	3,183	3,146
			補正予算(b)	1,519	6	0	
			繰越し等(c)	△943	712	189	
			合計(a+b+c)	3,347	3,441	3,372	
執行額(百万円)		3,160	2,968	2,243			
同（分担金・拠出金）		区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	705	719	699
			補正予算(b)	－	5,545	423	
			繰越し等(c)	－	0	0	
			合計(a+b+c)	－	6,251	1,142	
執行額(百万円)		－	6,244	1,100			
政策体系上の位置付け		地域別外交	担当部局名	アジア大洋州局	政策評価実施予定時期	令和5年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS)、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説 (令和 4 年 1 月 17 日)
八 外交・安全保障（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）（近隣外交）
- ・ 第 208 回国会外交演説 (令和 4 年 1 月 17 日)
厳しさを増す安全保障環境への対応
「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進
近隣諸国などとの関係
地域外交の課題

測定指標 1－1 日 ASEAN 協力の進展 *

中期目標（一年度）

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と多くの本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」の実現を全面的に支援する。AOIP に記載された 4 つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における協力を具体化し、日 ASEAN 戦略的パートナーシップを一層強化していく。

令和 2 年度目標

令和元年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
- 3 日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」に関する日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN との連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月 18 日から 21 日にかけて、菅総理大臣は就任後初の外国訪問先として、令和 2 年の ASEAN 議長国であるベトナム及び ASEAN の主要国であるインドネシアを訪問した。今回の訪問で、友人であり、戦略的パートナーでもある ASEAN との信頼関係をより一層深化させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を実現するための要である ASEAN 各国と緊密に連携しながら FOIP を着実に実現していくとの日本の決意を表明した。

菅総理大臣は、日越首脳会談及び日インドネシア首脳会談のそれぞれにおいて、AOIP と FOIP の連携、11 月の ASEAN 関連首脳会議に向けた協力について協議した。加えて、ベトナム訪問中、菅総理大臣は、チョン共産党書記長兼国家主席、ガン国会議長及びチン越日友好議員連盟会長とも会談を実施するとともに、日越大学において学生との意見交換も行った。同大学では、「共につくるインド太平洋の未来」をテーマに、総理大臣就任後初めて国外で外交政策スピーチを実施した。スピーチでは、これまでの連結性や人造りに関する協力を通じた日本と ASEAN の強固なパートナーシップを確認するとともに、AOIP と FOIP が基本的な原則を共有していることや AOIP を全面的に支持すること、そして法の支配の重要性を強調した。また、9 月 9 日にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長国ベトナムのミン副首相兼外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビューした上で、今後の進展への期待が表明された。茂木外務大臣から、ASEAN 感染症対策センター設立に 5 千万ドルを拠出したことを説明の上、早期に同センターを立ち上げるべく検討を加

速したい旨を述べた。また、茂木外務大臣から、新型コロナ ASEAN 対応基金への1百万米ドルの支援も併せて発表した。11月12日にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議及び ASEAN 感染症対策センター設立行事が開催され、菅総理大臣が出席した。成果文書として、議長声明に加えて、「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳会議共同声明」が採択され、FOIP と AOIP が本質的な原則を共有していることを確認した。

- 2 連結性については、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、今後3年間で1,000人の人材を育成していくことを表明した。また、9月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、経済の強靱化、デジタル、災害対応、連結性強化に向けたインフラ整備、サプライチェーンの強化等に重点的に取り組んでいきたい旨述べた。ASEAN 各国からは、ASEAN 感染症対策センター設立や新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出を始めとする、日本による対 ASEAN 支援に謝意が表明され、日 ASEAN 統合基金（JAIF）を通じた今後の協力への期待が表明された。さらに、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」を通じ、サプライチェーンの強靱化や、デジタル技術を活用して社会変革に取り組むビジネスを後押ししていく旨表明した。加えて、経済再生支援について、ASEAN 各国に総額約25億ドルの財政支援円借款を供与している旨説明した。
- 3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。12月「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」のウェビナー、交流を実施し、560名が参加した。
- 4 11月の日 ASEAN 首脳会議にて、FOIP と AOIP 双方のシナジー効果を生むようなプロジェクトを49個特定した。そして、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野に沿って協力を具体化していくことを確認した。AOIP 協力の代表的な取組として、ASEAN 感染症対策センターの設立支援が挙げられる。令和2年3月に ASEAN 事務局からの要請を受け、4月14日の新型コロナに関する ASEAN+3 特別首脳テレビ会議にて安倍総理大臣が ASEAN 感染症対策センターの設立に対する全面的な支援を発表した。6月以降、ASEAN を始め、米国、オーストラリア、世界保健機関（WHO）など様々な地域・機関の専門家と協力して実施してきた準備調査（FS）を経て、11月12日の ASEAN 首脳会議で公式に設立が発表され、同日の日 ASEAN 首脳会議において設立行事が行われた。

令和3年度目標

令和2年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援を推進する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施を含む日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野における日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN 独自の取組を促すことで、結果として「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月、茂木外務大臣は、リム・ジョクホイ ASEAN 事務総長と電話会談を実施し、ミャンマー情勢等について意見交換を行った。茂木外務大臣から、今後任命される ASEAN 特使の活動への支援やミャンマーへの人道支援を含め、ASEAN の取組を日本として引き続き後押ししていくこと、また被拘束者の解放が重要である旨述べ、ミャンマー問題への対応に関し、今後も緊密に連携していくことで一致した。また、日 ASEAN 友好協力50周年を迎える令和5（2023）年に向けて、日 ASEAN 関係を更なる高みへ引き上げるべく連携していくことを確認した。

8月にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長声明には、拉致問題の即時解決の重要性や南シナ海における深刻な事案への懸念等が盛り込まれ、日本の考えを一定程度反映することができた。議長国ベトナムのソン外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビュー

した上で、今後の進展への期待が表明された。茂木大臣から、新型コロナ対策として医療物資供与や技術協力を実施しており、感染が急拡大している一部の ASEAN 諸国への酸素濃縮器の供与も決めた旨を述べた。

10 月にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長声明には、南シナ海問題、北朝鮮問題、ミャンマー情勢等の地域情勢について、日本の考えを一定程度反映することができた。同会議にて日本の対 ASEAN 新型コロナ対策支援ファクトシートを発表し、岸田総理大臣から、新型コロナ対策について、ASEAN 地域に 1,600 万回分以上のワクチンを供与するとともに、コールドチェーン整備等のための「ラスト・ワン・マイル支援」を含む累計約 320 億円の無償資金協力を実施したことを紹介した。また、岸田総理大臣から、ASEAN 感染症対策センターについて、ASEAN 各国の公衆衛生担当者向けの研修開始に触れつつ、日本はセンターが地域の感染症対策の中核となるよう、全面的に支援していく意向を表明した。

12 月、岸田総理大臣は、カンボジアのフン・セン首相とテレビ会談を実施し、岸田総理大臣から、来年カンボジアが議長国を務める ASEAN 関連会議の成功に向けた協力を表明した。また、令和 5（2023）年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けても協力していくことで一致した。令和 4 年 3 月には、岸田総理大臣はカンボジアを訪問し、日カンボジア首脳会談を実施した。同会談で日カンボジア首脳共同声明が採択され、AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明に基づいて引き続き具体的な協力を進めていくこと、令和 5（2023）年に日本が開催する日 ASEAN 特別首脳会議において、日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げるべく緊密に連携していくこと等が盛り込まれた。

2 連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援については、10 月の日 ASEAN 首脳会議にて、岸田総理大臣から、ポストコロナを見据え、デジタルトランスフォーメーション、質の高いインフラ投資、サプライチェーン強靱化といった幅広い分野で、更に協力を強化していく意向を表明した。さらに、岸田総理大臣から、日本は ASEAN 包括的復興枠組を強力に支援しており、各国の経済回復に寄与すべく、累計約 1,950 億円の無利子に近い財政支援円借款を実施していることを紹介した。令和 3 年度には、日・ASEAN 統合基金（JAIF）により、日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）において 5 回のサイバーセキュリティ演習及び 1 回のサイバーシーゲームを実施し、同分野における能力構築を推進した。また、8 月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、ワクチンへのアクセスが、各国の置かれた状況や経済力によって左右されることがあってはならない旨述べつつ、日本として COVAX ファシリティへの資金拠出等を通じて途上国を含めた「ワクチンへの公平なアクセス」の確保に貢献していることや、日本で製造されたワクチンを、これまで ASEAN 向けに計 960 万回分供給しており、今後も継続を前向きに検討していきたい旨を述べた。ASEAN 各国からは、日本による ASEAN 感染症対策センターや、ワクチンの供与を始めとするコロナ対応における日本の支援への謝意が述べられた。

3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、令和 2 年度に引き続き再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。7 月には、講師派遣事業として、「AOIP に基づく日 ASEAN 協力」をテーマにウェビナー形式で講演会を実施し、約 120 名が参加した。

4 10 月の日 ASEAN 首脳会議にて、令和 2 年の日 ASEAN 首脳会議の「AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明」を指針とし、海洋協力、連結性、SDGs、経済という重点分野に沿った、具体的な協力を進めている旨を述べた上で、令和 2 年の首脳会議に際して発表した 49 件の協力案件の進捗とともに、24 件の追加案件を掲載した合計 73 件のプロGRESS・レポートを発表した。加えて、「日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ 2.0」を発表し、ASEAN 各国との協力を推進していく意向を表明した。また、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアチブ（AETI）」を含め、エネルギー移行のロードマップ策定、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN 各国を包括的に支援する旨述べた。ASEAN 側からは、新型コロナ ASEAN 対応基金への日本の貢献への感謝、公衆衛生緊急事態のための ASEAN 地域医療品備蓄（RRMS）、ASEAN 包括的復興枠組（ACRF）及び右実施計画等の ASEAN の取組への日本の継続的支援への期待、ASEAN 感染症対策センターの運用化に向けた日本の支援への感謝、AOIP に対する日本の揺るぎない支持への歓迎、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定を改正する第一議定書の全ての国による完全な批准への期待、ASEAN 統合イニシアティブの実施等の開発格差の縮小やサブリージョンの開発促進に対する日本の継続的な支援への感謝、ASEAN スマートシティ・ネットワークに対する日本の積極的で継続的な支援への歓迎、ASEAN エネルギー協力行動計画（APAEC）を通じたエネルギー移行の取組実施における日本の継続的な貢献への感謝等が表明された。

令和4年度目標

「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明」及び「日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント」とその実施計画に基づき、令和5（2023）年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げることが念頭に、以下の項目を推進していく。

- 1 ASEAN 諸国と首脳・外相レベルを含む様々なレベルでの意見交換を実施し、地域及び国際社会の課題への対処にあたって緊密に連携する。
- 2 日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済等という4つの重点分野における具体的な協力を引き続き推進する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施等を通じて、戦略的広報を実施するとともに日 ASEAN 間の人的交流を拡大する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

様々な地域協力の中心、かつ原動力である ASEAN が、より安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要。かかる認識の下、日 ASEAN 関係の協力の進展を図ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

また、ASEAN は、インド太平洋地域の中心という地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。同地域の安定と繁栄は、FOIP 実現の要であり、東アジア地域のみならず、国際社会の安定と繁栄にも大きく関わることから、ASEAN が法の支配などの価値に沿った統合を進めることは日本を含む国際社会全体にとって重要である。

測定指標 1－2 ASEAN＋3（日中韓）（APT）協力の進展

中期目標（一年度）

「ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN＋3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN＋3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 4 月 14 日に、新型コロナに関する ASEAN＋3（日中韓）特別首脳テレビ会議が開催され、共同声明が発出された。安倍総理大臣から、①感染症対策能力の強化、②感染症対策センターの設立、③経済の強靱化支援という3つの対 ASEAN 支援策を打ち出した。

9 月 9 日に、オンライン形式にて、第 21 回 ASEAN＋3（日中韓）外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、国際機関や二国間での支援を通じた医療物資・機材等の供与に加え、地域における経済再生のための緊急支援円借款や「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を通じ、ASEAN 諸国を支援していく旨表明した。また、ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022 に沿って、海洋プラスチックごみ対策を始め、災害時における食料支援、青少年交流、健康促進といった分野における協力を各国とともに引き続き取り組んでいく旨表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、「新型コロナに関する ASEAN 対応基金」への拠出を始めとする日中韓による新型コロナ対策支援について謝意表明があるとともに、新型コロナ禍において APT 各国が緊密に連携することが重要との発言があった。

11 月 14 日に、オンライン形式にて第 23 回 ASEAN＋3（日中韓）首脳会議が開催され、菅総理大臣が出席した。4 月の ASEAN＋3 特別首脳テレビ会議で発表した支援策のフォローアップとして、菅総理大臣から、医療支援について、2 億ドル以上の医療物資・機材の支援、医療研究機関等に対する技術協力などを通じた支援を更に進める意思を表明した。また、日中韓が連携し、「新型コロナウイルスに関する ASEAN 対応基金」に ASEAN＋3 協力基金から 30 万ドルの拠出を決定した旨を説明した。経済再生支援については、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の下、質の高いインフラ等

民間セクターへの投資を拡大し、ASEAN の経済強靱化に協力していく旨表明した。さらに、地域にとって避けられない高齢化問題に対しては、「アジア健康構想」の下、アジアにおける医薬品やヘルスケア産業の振興に取り組んでいく旨表明した。これに対し、多くの国から ASEAN 感染症対策センターへの協力を含む、日本からの具体的な支援や ASEAN+ 3 協力について謝意が表明された。また、多くの国からコロナ禍における金融協力、経済強靱化、貿易・投資の活性化に向けた ASEAN+ 3 の枠組みの重要性が更に高まっている旨の発言があり、新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+ 3 協力強化に関する ASEAN+ 3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

- 2 12 月 10 日にオンライン形式にて開催された、「新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+ 3 協力強化」に関する第 18 回東アジア・フォーラム (EAF) については、曽根アジア大洋州局審議官が開会式典に出席し、日本の AOIP 協力を始め、新型コロナ対策や連結性の強化等、経済・金融強靱性のための協力について述べた。東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) についても、11 月 18 日、第 32 回国別代表者会議 (CCM) がインドネシア主催にてオンラインで開催された。同 CCM では、過去 1 年間の NEAT の政策研究活動を代表する「東アジアにおける新型コロナに対する包摂的、強靱的、持続可能的連結性強化」(日本主催)の作業部会 (WG) の研究結果が報告されたあと、最終的に「NEAT 政策提言メモランダム」として取りまとめられた。なお、ASEAN+ 3 首脳会議の議長声明において、APT 協力に向けた NEAT の重要な貢献を認識し、東アジアにおける社会文化的連結性や、スマートかつ持続可能な都市建設を提唱した令和元年の NEAT 会合の成果を歓迎する旨の文言が同議長声明に盛り込まれた。

令和 3 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+ 3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム (EAF) 及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) を活用し、ASEAN+ 3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN+ 3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8 月 3 日に、オンライン形式にて、第 22 回 ASEAN+ 3 (日中韓) 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、チェンマイ・イニシアティブ改訂契約書の発効を歓迎し、新型コロナに対応できるよう運用が改善された ASEAN+ 3 緊急米備蓄は食料安全保障の観点からも重要であり、引き続き支援していきたいと述べた。また、AOIP の重点分野で具体的協力を促進していくことが重要であると述べた上で、自由で公正な経済秩序の構築の重要性や、ポストコロナ時代の成長の原動力としての「グリーン」と「デジタル」について協力を進めていく旨を表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出、ワクチン供与、日本による ASEAN 感染症対策センターの設立支援を含む新型コロナ対応への協力などについて謝意の表明があるとともに、新型コロナ対策及びコロナからの回復における地域の協力の重要性を強調する発言があった。

10 月 27 日に、オンライン形式にて第 24 回 ASEAN+ 3 (日中韓) 首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席した。岸田総理大臣から、医療支援について、「新型コロナウイルス感染症 ASEAN 対応基金」への拠出に加え、医療物資・機材供与やコールドチェーン整備など、2 億ドル以上の支援を更に進めていることを紹介した。また、日本は、人間の安全保障の理念の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向け、安全性、有効性、品質が確保されたワクチンを公平かつより多くの人々に届けることを全面的に支援し、これまで ASEAN 地域に 1,600 万回分以上のワクチン供与を行ってきた旨述べた。経済再生支援については、ASEAN 各国への無利子に近い財政支援円借款の供与や、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を通じた質の高いインフラ等への投資を拡大した旨述べた。また、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」の下、アジア・デジタル・トランスフォーメーション促進や、ASEAN のサプライチェーン多元化支援などの事業が進展しており、重点分野に基づき、アクションプランを更に拡充させていく考えを説明した。これに対し、ASEAN 側から、日中韓からのワクチンを含む医療物資の供与や、日本による ASEAN 感染症対策センターの設立支援を含む新型コロナ対応への協力について謝意が表明された。また、各国から、将来の公衆衛生上の危機に対応するための地域の医療品備蓄の構築や、ワクチンの開発研究・生産・調達における協力促進

等への期待が表明されるとともに、ポストコロナの持続可能な回復に向けて、地域の連携を一層推進する重要性を強調する発言があり、青少年のメンタルヘルス協力に関する ASEAN+3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも一定程度我が国の考えを反映することができた。

- 2 12月7日にオンライン形式にて開催された、「東アジアにおける新型コロナからの包摂的で強靱な復興に向けた協力」に関する第19回東アジア・フォーラム（EAF）については、石月アジア大洋州局参事官が開会式典に出席し、東アジアにおける包摂的で強靱なポストコロナの復興に向けた、保健安全保障、デジタル化、グリーンな成長の3つの分野における日本の協力や、A0IPに関する日ASEAN 協力について述べた（第19回 EAF の報告書は、令和4年11月に開催予定の ASEAN+3 首脳会議に提出される予定）。東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）については、9月1日、第34回国別代表者会議（CCM）がフィリピン主催にてオンライン形式で開催された。同 CCM では、過去1年間の NEAT の政策研究活動として、「気候変動と持続可能な発展（中国主催）」、「新型コロナに対する ASEAN+3（APT）協力」（インドネシア主催）、「東アジアにおける2050年カーボンニュートラルの達成に向けて」（日本主催）、「人間の安全保障における APT 協力」（韓国主催）、「デジタル分野における中小企業協力」（フィリピン主催）の各作業部会の研究成果が報告され、その後、「NEAT 政策提言メモランダム」としてとりまとめられた。同メモランダムは、10月27日に開催された ASEAN+3 首脳会議に提出され、ASEAN+3 首脳会議の議長声明において、APT 協力に向けた NEAT の重要な貢献を認識し、5つの NEAT 作業部会の成果を歓迎する旨の文言が盛り込まれた。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画」に基づく、金融、食料安全保障、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック1.5の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック2の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ASEAN+3 は世界の GDP の約4分の1を占める重要な地域枠組みであり、本枠組みの協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

「ASEAN+3 協力作業計画」は今後の ASEAN+3 協力の方向性に大きな影響を与えるものであり、これらの着実な実施は協力の深化という観点から引き続き極めて重要である。

測定指標1－3 ASEAN 地域フォーラム（ARF）協力の進展

中期目標（--年度）

アジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度として、非伝統的安全保障分野を中心に、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たすとともに、ARF 閣僚会合等の機会を活用し、地域の安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献する。

令和2年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

7月2日に ARF 課長級会合、同月21日に ARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの5分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び地域情勢についての議論を行い、我が国の立場を効果的に発信した。

9月12日にオンライン形式にて、ARF 閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、①感染症発生の予防・対応の協力強化に関する声明、②テロリスト及び

暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱いに関する声明、③国際安全保障における ICT の安全及び使用の協力に関する声明の 3 つの個別声明が採択された。さらに、平成 21 年に採択された ARF ビジョン・ステートメントを実施するために平成 22 年に採択されたハノイ行動計画を更新し、ASEAN を中心的な地域協力枠組みとする ARF プロセスを強化するために、ハノイ行動計画Ⅱが採択された。また、新型コロナへの対応における国際連携のあり方に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢や軍備管理・軍縮等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、新型コロナの世界的拡大の局面転換には、ワクチン・治療薬の開発・普及が不可欠であり、人口が少ない国や途上国に対しても、公平にワクチンへのアクセスが確保されることが極めて重要であること、また、このためには、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）、ワクチンと予防接種のための世界的同盟（Gavi）等を通じた COVAX ファシリティ（注：新型コロナウイルス感染症のワクチンへの公平なアクセスの確保のための国際的枠組み）といった、国際的な枠組みが必要であり、日本も協力していく旨述べた。また、北朝鮮情勢について、米朝プロセスが、朝鮮半島の完全な非核化に向けた具体的な動きにつながることに強い期待を表明し、南シナ海問題については、現場の状況に対して深刻な懸念を ARF 参加国と共有する旨を述べ、香港情勢に関しては重大な懸念を表明した上で、香港が「一国二制度」のもとに自由で開かれた体制を維持し、香港市民や各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、香港が民主的、安定的に発展していくことが重要である等、日本の立場を改めて表明した。

これに対し、各国からは、新型コロナ対策やワクチンの開発・普及に関して、国際連携が重要である旨の発言があった。また、北朝鮮情勢について、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等を強調する旨の発言があり、南シナ海問題については、南シナ海における最近の事案への懸念が表明されるとともに、航行の自由や非軍事化の重要性、南シナ海行動規範（COC）が国連海洋法条約に合致する必要性等について言及があった。香港情勢に対しても、各国から懸念が表明された。

令和 3 年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

5 月 24 日に ARF 課長級会合、6 月 29 日に ARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの 5 分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢等の地域情勢についての議論を行い、我が国の立場を効果的に発信した。

8 月 6 日にオンライン形式にて、ARF 閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、日本も共同提案国となった若者・平和・安全保障アジェンダの促進に関する声明が採択された。また、新型コロナへの対応に加え、東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢、新たな軍備管理等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、冒頭、日本は、COVAX ワクチン・サミットの共催、バイ及び COVAX を通じた各国へのワクチンの提供、コールドチェーン整備を含む保健・医療分野での支援を実施しており、今後も安全で有効なワクチンへの公平なアクセスの実現に向け、国際的な取組を主導していく旨述べた。また、東シナ海・南シナ海について、力による一方的な現状変更の試みに強く反対すると述べた。北朝鮮情勢については、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す方針に変わりはないと述べるとともに、米朝の対話が再開され、完全な非核化に向けた具体的な動きが進展することへの強い期待を表明した。ミャンマー情勢についても、重大な懸念を表明するとともに、ASEAN 特使の任命を歓迎し、支持する旨述べた。加えて、新たな軍備管理に関し、米露間の新 START 延長に言及した上で、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとしての責任を果たし、米中二国間で軍備管理に関する対話を行うことを関係各国と共に後押ししたい旨表明した。

これに対し、各国からは、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性や国連海洋法条約を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等について言及があった。また、ミャンマー情勢についても、ASEAN 議長特使の任命を歓迎するとともに「5 つのコンセンサス（注）」を履行することの重要性が強調された。

（注）令和 3 年 4 月 24 日の ASEAN リーダーズ・ミーティングにおけるミャンマー情勢に関する議論

の結果、議長声明で発表されたもので、①暴力の即時停止、②全ての当事者間による建設的対話の開始、③ASEAN 特使による対話プロセスの仲介、④ASEAN による人道支援の提供、⑤ASEAN 議長特使がミャンマーを訪問し全ての当事者と会合すること、を内容とする。

令和4年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、外相会議及び各種会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東アジア地域の安定と繁栄を確保するためには、ARF 閣僚会合等への参加を通じて、安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献していくことが不可欠である。

測定指標 1－4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 *

中期目標（--年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

令和2年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（9 月）及び東アジア首脳会議（11 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び菅総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、AOIP の重要性について盛り込まれるなど、我が国の立場が多く反映された。

9 月 9 日に開催された第 10 回 EAS 参加国外相会議では、茂木外務大臣から AOIP が示すインド太平洋のあり方と、日本の FOIP とは、開放性、透明性、法の支配等多くの基本的価値を共有しており、AOIP を全面的に支持していく意図を改めて表明した。また、新型コロナへの対応について、国際保健の枠組みの中心である WHO に関し、一連の対応に関する、公平で独立した包括的な検証を行うことが不可欠であること、国際保健課題への対応には地理的空白を生じさせないことの重要性を強調した。北朝鮮情勢については、安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を実現するため、国際社会が米朝プロセスを後押しすることが重要である旨述べ、安保理決議の完全な履行を確保するため、「瀬取り」対策を含め、取組の維持・強化が不可欠である旨強調した。さらに、拉致問題の早期解決に向けて、各国の引き続きの協力を要請した。南シナ海問題については、継続している一方的な現状変更の試みに対して EAS 参加国と深刻な懸念を共有する旨述べ、航行及び上空飛行の自由、国連海洋法条約に反映された国際法の遵守、南シナ海に関する行動規範が第三国の権利を害するものであってはならず、国連海洋法条約に合致する必要性を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

11 月 14 日に開催された第 15 回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。菅総理大臣は、ASEAN が発出した AOIP には、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性が ASEAN の行動原理として力強くうたわれており、日本が推進する FOIP と多くの本質的な共通点を有しており、AOIP を全面的に支持する旨表明するとともに、各国にも支持を呼び掛けた。また、11 月 12 日の第 23 回日 ASEAN 首脳会議において設立を発表した ASEAN 感染症対

策センターを力強く後押ししていくこと、ASEAN 各国への医療物資・機材の供与や技術協力なども進めていくことを発表した。これらに対して、多くの参加国から、AOIP の重要性について指摘があり、また、新型コロナへの対応をめぐり日本を含む EAS 参加国による貢献を歓迎する発言があった。さらに本年は、議長声明に加え、①EAS15 周年に関するハノイ宣言、②海洋持続性に関する EAS 首脳声明、③感染症の予防と対応における集団的能力強化に関する EAS 首脳声明、④地域経済の安定的成長を促進する協力に関する EAS 首脳声明、⑤女性・平和・安全保障に関する EAS 首脳声明、の 5 つの個別声明が採択され、本会議地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

2 EAS 大使級会合は、4 月 22 日、7 月 2 日及び 9 月 23 日に開かれるなど、定期的に開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案等を行った。

令和 3 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（8 月）及び東アジア首脳会議（10 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港やミャンマー情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、我が国の立場が多く反映された。

8 月 4 日に開催された第 11 回 EAS 参加国外相会議では、茂木外務大臣から、FOIP と AOIP は本質的な原則を共有している旨改めて述べ、AOIP の進展につながる具体的な協力を AOIP の重点分野で進めていくことを表明した。また、新型コロナへの対応について、日本は、COVAX ワクチン・サミットの共催を含めた COVAX ファシリティへの財政的支援、日本で製造したワクチンの供与やコールドチェーン整備等の取組を実施しており、安全で有効なワクチンへの公平かつ公正なアクセスの実現に向け、国際的な取組を主導していく意図を改めて表明した。北朝鮮情勢については、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの CVID の実現に向けて、「瀬取り」対策を含め、安保理決議の完全な履行が不可欠である旨述べるとともに、拉致問題に関し、各国の引き続きの理解と協力を求めた。南シナ海問題については、継続・強化されている一方的な現状変更の試みに対して強い反対を表明し、南シナ海における法の支配や紛争の平和的解決の重要性を改めて強調し、比中仲裁判断は当事国によって遵守されるべき旨述べた。さらに、南シナ海に関する行動規範（COC）は国連海洋法条約に合致する必要がある旨を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

10 月 27 日に開催された第 16 回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。岸田総理大臣は、開放性、透明性、包摂性、法の支配といった価値を掲げる AOIP を高く評価している旨表明し、FOIP と本質的な原則を共有する AOIP への全面的な支持を改めて強調した。また、新型コロナ対策について、ASEAN 諸国へのワクチン供与や「ラスト・ワン・マイル支援」、ASEAN 感染症対策センター設立に向けた支援等を通じ、有効性、安全性、品質が保証されたワクチンへの公平かつ公正なアクセスの実現、及び強靱かつ包摂的な保健システムの構築に向けて、引き続き協力を強化していく意向を表明した。さらに本年は、議長声明に加え、①メンタルヘルス協力に関する EAS 声明、②観光回復を通じた経済成長に関する EAS 声明、③持続可能な回復に関する EAS 声明、の 3 つの個別声明が採択された。

2 EAS 大使級会合は、6 月 7 日及び 8 月 20 日に開かれるなど、定期的に開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案や日本側の考えの説明等を行った。

令和 4 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構

を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直な対話を行うとともに、地域共通の課題に対し、首脳主導で具体的協力を進展させる目的で発足した EAS 協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

地域の平和と繁栄に貢献していくためには政治・安全保障分野での EAS 強化が必要不可欠である。

測定指標 1－5 日中韓三か国協力の進展 *

中期目標（--年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和 2 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議が令和 2 年 3 月 20 日に実施され、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症への対応には、この地域の平和と安定に責任を有する 3 か国の協力が重要である旨述べ、中韓両国からも 3 か国協力の重要性について同意が得られた。
日中韓サミットについては、諸般の事情により令和 2 年度に開催することができなかった。
- 2 日中韓 3 か国の閣僚級会合としては、特別保健大臣会合（5 月 15 日）、物流大臣会合特別セッション（6 月 29 日）、財務大臣・中央銀行総裁会議（9 月 18 日）、保健大臣会合（12 月 11 日）、スポーツ大臣会合（12 月 24 日）がそれぞれオンライン形式にて開催される等、各分野の日中韓協力が進められた。
経済分野では、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について、複数回の交渉会合を経て、11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において署名された。
- 3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流の協力事業は実施できず、オンライン中心となった（例：BESETO キャンパス・アジア同窓生特別ウェブセミナー（5 月）、青少年交流等をテーマとした日中韓協力事務局主催オンラインシンポジウム（令和 3 年 3 月）等）。

令和 3 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 日中韓サミットについては、諸般の事情により令和 3 年度に開催することができなかったが、日中韓 3 か国の閣僚級会合としては、財務大臣・中央銀行総裁会議（5 月 3 日）、物流大臣会合（8 月 20 日）、文化大臣会合（8 月 30 日）、特許庁長官会合（11 月 30 日）、環境大臣会合（12

月7日)、保健大臣会合(12月21日)がそれぞれオンライン形式にて開催、共同声明が発出される等、各分野の日中韓協力が進められた。

経済分野では、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が令和4年1月1日に発効した。

- 3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流等の協力事業は実施できず、オンライン中心となった(例:日中韓三国協力国際フォーラム(4月)、日中韓協力事務局10周年記念写真展(4月)、アジア国際青少年映画祭(5月)、日中韓起業家フォーラム(6月)、日中韓ユーススピーチコンテスト(令和4年2月)、日中韓青年大使プログラム(令和4年2月)等)。

令和4年度目標

- 1 令和元年12月に開催された第8回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 2 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

地理的な近接性と文化的な深いつながりを有し、東アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる3か国間の交流や相互理解を促進することは、北東アジアの安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

未来志向の様々な日中韓協力の枠組みを様々なレベルの政策対話や協力イニシアティブを通じて推進することが重要である。

測定指標1-6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標(一年度)

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

令和2年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流であるJENESYSプログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回ACD首脳会合(平成28年10月)で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、令和3年1月20日の閣僚級会合(オンライン形式)等に参加し、関係国とACDにおける各種協力に関する議論を交わし、議長声明としてアンカラ宣言を採択した。また、初のオンライン開催となったアジア・太平洋国会議員連合(APPU)第50回総会に際し日本側議員団のカントリーレポート作成支援等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジアACD外相会合、ACD首脳会合、アジア・太平洋議員フォーラム(APPF)(第29回)総会は、新型コロナの影響で延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYSは、本事業の目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを開始し、人的交流を継続した。オンラインを通じたウェビナー、視察、意見交換等のプログラムには、1,007人が参加し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化につながった。また、交流会及び同窓会といったオンラインのプログラムには、71人が参加し、訪日プログラムの経験をいかした帰国後の活動(日本語学習、日本語コンテストへの参加、日本との関連業務等)についての発表を行った。さらに、参加者はこれらのウェビナーや交流会への参加経験についてSNS等を通じて多くの人に共有し、親日派・知日派の発掘に貢献した。

令和3年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中断することなく、オンラインとオフラインを併用し継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回 ACD 首脳会合(平成28年10月)で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、11月17日のACD外相会合(オンライン形式)等に参加し、関係国とACDにおける各種協力に関する議論を交わし、成果文書として、今後10年間のACD協力のロードマップとなる「ブループリント2021-2030」を採択した。また、アジア・太平洋議員フォーラム(APPF)(第29回)総会に際し、事前のワーキンググループ会合に同席し、日本側議員団の決議案及びステートメントの作成を支援する等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジア・太平洋国会議員連合(APPU)第51回総会は、新型コロナの影響で延期となった。また、第3回ACD首脳会合については、開催国のカタールの都合により、令和5年に延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で引き続き国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYSプログラムの目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを令和2年度に引き続き実施し、人的交流を継続した。オンラインを通じたFOIPを含む多様な分野におけるウェビナー、視察、意見交換等のプログラムに2,304人が参加し、また、同窓生を対象としたオンラインのプログラムには342人が参加し、各国に共通する課題等についてのワークショップ、海外展開する日本の事業組織の紹介を行うなどし、親日派・知日派の育成に貢献した。さらに、参加者はプログラム経験や日本についての学びについてSNS等で多くの人に共有し、諸外国における対日理解を促進した。

令和4年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続し、同地域における青年の対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘・育成する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

アジア大洋州地域においては、上記測定指標以外にも様々な枠組みが存在している。それらを通じた対日理解の促進や、地域協力の強化の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。様々な地域協力の枠組み及び、人的交流事業である JENESYS プログラムを通じ、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等、幅広い分野で域内各国との連携を強化することは重要である。

測定指標1-7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	10	9(ビデオメッセージ1件を含む)	10	8	10

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

総理大臣及び政務三役の関連国際会議の出席は、東アジア地域の地域協力を通じた地域の安定と繁栄の確保、域内連携の強化という目標を達成するに当たって重要な要素となるため。

令和2年度から新たに含めることとした ARF への参加数も勘案しつつ、我が国としてハイレベルの出席が必要な会議数を踏まえて目標を設定した。

(参考:実績値)平成28年度8回、平成29年度6回、平成30年度7回、令和元年度9回、令和2年度9回(ビデオメッセージ1件含む)、令和3年度8回

--

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額) (単位：億円)			
(出典：財務省貿易統計)	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	231,665	206,234	248,922

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)		当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 東アジアにおける地域協力の強化 (昭和27年度)	1 日 ASEAN 協力 「日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント」及び同実施計画、「AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明」に基づく協力を着実に実施することを通し、日 ASEAN 関係を一層強化する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-7
	2 ASEAN+3 協力 「ASEAN+3 協力作業計画」に基づき、金融、食料安全保障、保健医療など広範な分野の協力を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-2 1-7
	3 ARF 協力 アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、政治・安全保障問題に関する様々なレベルの対話と協力を通じ、アジア・太平洋地域の安全保障環境を向上させる。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-3 1-7
	4 東アジア首脳会議(EAS) 協力 EASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していく。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-4 1-7
	5 日中韓協力 3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認するとともに、様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-5 1-7
	6 各地域協力枠組みにおける協力及び人的交流事業を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-6 1-7
	114 (86)	112 (66)	119 (73)	122	
② ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(義務) (昭和56年度)	本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。 令和5年の日・ASEAN友好協力50周年への協力及び令和7(2025)年に向けたASEAN共同体の更なる統合(「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施)とい				1-1

	った新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	
	204 (204) 204 (204) 204 (204) 204	
③ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(任意) (昭和 56 年度)	本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。特に、任意拠出金については、ASEANへの後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムへの支援に重点を置きつつ、ASEAN各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や、日ASEAN関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。 令和 7（2025）年に向けたASEAN共同体の更なる統合（「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施）といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	1-1
	79 (79) 79 (79) 71 (71) 70	
④日・ASEAN 統合基金拠出金 (平成 17 年度)	本拠出金は、ASEAN統合の実現に寄与する事業等への支援に充てられる。 本拠出により、連結性強化と格差是正等ASEAN共同体の更なる統合の深化及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」の実現に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	1-1
	1, 045 (1, 045) 5, 480 (5, 478) 273 (273) 0	
⑤日中韓協力事務局拠出金 (義務的拠出金) (平成 23 年度)	日中韓協力国際フォーラム（日中韓 3 か国の政府関係者や有識者が一堂に会して毎年開催される日中韓協力事務局主催の最大行事）やその他の政策フォーラム（日中韓FTAセミナー、日中韓ビジネス・レセプション、日中韓防災机上演習及び日中韓サイバー協議。3 か国政府との共催のものを含む。）の企画・運営、メディア・学生等様々なレベルの交流事業（日中韓ユースサミット、日中韓大学生ビデオ・コンテスト、日中韓記者交流プログラム等）の実施、各種調査・研究事業（日中韓経済研究調査、日中韓データブック等）の実施、政府間協議（日中韓サミット、日中韓外相会議、日中韓高級事務レベル協議、その他分野ごとの政府間協議（日中韓サイバー協議等））の側面支援（ロジスティクス業務、記録作成等）、他国際機関（ASEAN等）との意見交換を行う。 これらによる地域協力促進への貢献等を通じ、幅広い分野における日中韓協力の促進に寄与し、3 か国間の相互理解を深め、交流を増進する。ひいては地域全体の安定と繁栄に寄与し、情勢が著しく変化する東アジア地域においても国民生活の安寧と繁栄を確保するための環境を醸成する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	1-5
	133 (128) 133 (128) 143 (101) 143	
⑥アジア紛争下での女性尊厳事業 (平成 19 年度)	台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援を行う。元慰安婦は既に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持する。このような取組は、域内諸国において我が国の慰安婦問題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより、施策の目標達成に資する。	—

	1.3 (0)	1.3 (0)	1.3 (0)	1.1	
⑦旧外地関係 整理 (昭和26年度)	旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)等に関連する各種整理事務(各種事実証明事務、給付事務等)を行う。				—
	37 (0.8)	16 (0)	11 (0)	10	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障（普遍的価値の重視）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 76 回国連総会一般討論演説（令和 3 年 9 月 24 日）

測定指標 2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

中期目標（一年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和 2 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 2 年度中、4 回の日米電話首脳会談（5 月、8 月、9 月及び令和 3 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（9 月）、1 回の日韓電話首脳会談（9 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、事務レベルでも、米国との間では事務次官及びアジア大洋州局長がビーガン国務副長官兼北朝鮮担当特別代表と、韓国との間ではアジア大洋州局長が李度勲外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、計 9 回にわたり会談・意見交換を行い、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月 24 日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談でも、グテーレス事務総長は非核化を進めることの重要性を強調した。

他方、北朝鮮は、10 月の朝鮮労働党創建 75 周年記念閲兵式や令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会記念閲兵式において、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性のあるものなどを登場させた。また、令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和 3 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 3 年度中、電話・テレビ会談を含めて 3 回の日米首脳会談（4 月、10 月及び令和 4 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（10 月）、1 回の日韓電話首脳会談（10 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、3 回の日米韓外相会合（5 月、9 月、及び令和 4 年 2 月）では、北朝鮮情勢への対応について日米韓連携を重層的に進めていくことで一致し、令和 4 年 2 月の会合では日米韓外相共同声明を発出した。事務レベルでも、電話会談を含めて 5 回の日米韓次官協議（7 月、11 月、令和 4 年 2 月及び 3 月（2 回））を実施し、日米韓三か国が、引き続き重層的な意思疎通を図っていくことの重要性を改めて確認した。また、アジア大洋州局長が、米国・ソン・キム北朝鮮担当特別代表及び韓国・魯圭恵外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、日米・日韓・日米韓で計 37 回にわたり会談・意見交換を行い、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月の茂木外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談でも、北朝鮮情勢について協議した。

他方、北朝鮮は、特に令和 4 年に入ってから、極めて高い頻度で、新たな態様での発射を繰り返し

ており、この中には、大陸間弾道ミサイル（ICBM）及び中距離弾道ミサイル（IRBM）級の弾道ミサイルの発射や、「極超音速ミサイル」と称する新たな態様の発射も含まれるなど、安全保障上の脅威が高まっている。また、令和3年1月の朝鮮労働党第8回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和4年度目標

国連の場を含め、日米、日米韓で緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北朝鮮は、特に令和4年に入ってから、極めて高い頻度で、新たな態様での発射を繰り返しており、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、こうした中、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた進展を図っていく必要がある。

核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには、国連の場を含め、関係国との緊密な連携が不可欠である。

測定指標2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和2年度目標

拉致問題については従来からの基本認識が変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、第15回東アジア首脳会議（EAS）、第23回ASEAN+3（日中韓）首脳会議、第23回日ASEAN首脳会議を始めとする11月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月24日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談で、菅総理大臣から北朝鮮の拉致問題の早期解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から全面的な支持が示された。

米国については、9月の日米電話首脳会談において、菅総理大臣からトランプ大統領に対して、拉致問題の早期解決に向け果敢に取り組んで行く考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めた。また、令和3年1月のバイデン大統領との電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、9月の日中電話首脳会談において、菅総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、9月の日韓首脳電話会談において、菅総理大臣から拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて確認した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和3年度目標

拉致問題については従来からの基本認識が変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、6月に英国で開催されたG7サミット、9月に米国で開催され

た第2回日米豪印首脳会談、10月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月の茂木外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談で、茂木外務大臣から北朝鮮の拉致問題の解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から支持を得た。

米国については、4月の日米首脳会談において、菅総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致問題の即時の解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、拉致問題の即時解決を求める米国のコミットメントが改めて示され、日米首脳共同声明でも、拉致問題の即時解決への米国のコミットメントが明記された。また、10月の日米首脳電話会談及び令和4年1月の日米首脳テレビ会談において、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、10月の日中電話首脳会談において、岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、10月の日韓首脳電話会談において、岸田総理大臣から拉致問題について、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて一致した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和4年度目標

拉致問題については従来からの基本認識が変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

拉致問題は、岸田内閣の最重要課題。あらゆる機会を捉えて拉致問題の即時解決に向けて前進を図っていく必要がある。

引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注することが重要である。

測定指標2-3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

（ ）内は電話会談を含めた数値（注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む。また、令和3年度目標から電話会談を含む。）	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	34	4(11)	18	31(68)	35

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米韓の首脳・外相・次官級での会談は、北朝鮮情勢について、日米韓の連携を確認する重要な機会であり、進捗状況を測る上で有益である。また、日米韓協力に関しては、政策の方針について日米・日韓の二国間での首脳・外相会談等を通じて綿密にすり合わせると同時に、具体的な政策については日米韓の実務レベルでの会談等を通じて連携を深めることが重要。このため、引き続き、米国・韓国との首脳・外相との会談に加え、事務レベルでの協議も含めて評価することが適切である。また、事案発生直後に米国や韓国と速やかに連携を確認する観点から、電話やテレビでの協議を含めて協議を実施する必要がある。このため、令和4年度目標でも、電話・テレビ会談を含めた回数を目標値とし、前年度実績値を勘案の上、目標水準を高めた。

安保理決議に従った、北朝鮮の核・ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を実現するため、引き続き米国及び韓国との緊密な連携を通じて、日米韓協力を進める必要がある。

達成手段

達成手段名	達成手段の概要（注）	関連する
-------	------------	------

(開始年度) (関連施策)					測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①日朝関連 (昭和23年度)	1 北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた取組 北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決に向け、日米韓の緊密な連携を軸としつつ、中国及びロシアも含めた関係各国と連携し、北朝鮮に対し、非核化などに向けた具体的な行動をとるよう引き続き求めていく。 この取組は、北朝鮮の核・ミサイル問題を解決することに寄与する。				2-1 2-3
	2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組 日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆる機会を捉え、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、北朝鮮に引き続き求めていく。また、拉致問題に関するものを含め、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。 この取組は、拉致問題の完全解決及び日朝国交正常化に向けた動きを前進させることに寄与する。				2-2 2-3
	34 (25)	28 (12)	28 (12)	27	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 3 日韓関係の改善

施策の概要

重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、まずは外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善に向けて努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 3－1 日韓関係の改善 *

中期目標（一年度）

首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた、問題解決に向けた協議の継続。

令和 2 年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和 2 年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、原告側の申請に基づき、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産が現金化に至ることになれば、日韓関係にとって極めて深刻な状況を招くため絶対に避けなければならない旨繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正し、日本にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。このような中、9 月、菅総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、菅総理大臣から文在寅大統領に対し、北朝鮮問題を始め、日韓・日米韓の連携は重要である旨述べるとともに、拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めた。また、旧朝鮮半島出身労働者問題等により現在非常に厳しい状況にある両国の関係をこのまま放置してはいけなくと考える旨述べるとともに、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ることとを改めて求めた。

慰安婦問題に関し、令和 3 年 1 月 8 日、元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月 23 日、同判決が確定した。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和 40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成 27 年 12 月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和 2 年度は、合計 2 回の日韓外相電話会談や 5 回の日韓局長協議（対面 1 回、テレビ協議 4 回）を始め、頻繁に外交当局間の意思疎通を継続した。

令和 3 年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和 3 年度も、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、9 月 27 日及び 12 月 30 日の日本企業資産に対

する売却命令（特別現金化命令）の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を着々と進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産の現金化に至ることになれば日韓関係にとって深刻な状況を招くので、避けなければならないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正することを含め、日本側にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めた（令和3年5月5日の日韓外相会談及び同年11月22日の日韓局長協議等）。

また、慰安婦問題に関し、令和3年1月の日本国政府に対する、元慰安婦等原告への損害賠償の支払等を命じる判決について日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明した（令和3年5月5日の日韓外相会談及び同年7月20日の日韓次官間の協議等）。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成27年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、同判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、引き続き韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを強く求めていく方針である。

このような中、10月、岸田総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、岸田総理大臣から文在寅（ムン・ジェイン）大統領に対し、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により日韓関係は引き続き非常に厳しい状況にあると述べた上で、これらの問題に関する日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めた。また、岸田総理から、地域の厳しい安全保障環境の下では、北朝鮮への対応を始め、日韓・日米韓の連携を一層深めていくことが不可欠であると述べるとともに、拉致問題について、引き続きの支持と協力を求めた。さらに、令和4年3月、岸田総理大臣は尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領と電話会談を行い、岸田総理大臣から、昭和40（1965）年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を発展させていく必要があり、尹次期大統領のリーダーシップに期待する、日韓関係改善のため、尹次期大統領と緊密に協力していきたい旨述べた。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和3年度は、上述の日韓首脳電話会談や岸田総理と尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領との電話会談に加え、合計5回の日韓外相会談（電話会談を含む。）や2回の日韓次官間の協議、4回の日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。

令和4年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国における新政権発足の機会も捉えながら、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

韓国側による否定的な動きは続いており、日韓関係が非常に厳しい状況に直面している中、韓国側に対し、日本の一貫した立場に基づき働きかけを続けることで、適切な対応を引き出ししていくことが、日本の国益を守る上で極めて重要であるため。

日韓関係を健全な関係に戻すためにも、外交当局間の意思疎通を維持しつつ、日本の立場を韓国側にしっかりと伝達し、引き続き適切な対応を求めていくことが重要である。

測定指標 3－2 人的交流の拡大

中期目標（--年度）

日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和2年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2020）の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来の維持・強化を図る。

施策の進捗状況・実績

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大

幅に減少し、令和2年は約92万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関し、7月22日の国家安全保障会議及び新型コロナウイルス感染症対策本部における決定等に基づき韓国との間で協議・調整を行い、10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンスストラック」を開始したが、各国における変異ウイルスの感染拡大を受け、水際対策強化に係る新たな措置として、令和3年1月14日から運用を一時停止した。

日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナの影響で観客を集めての実施ができなくなったことから、令和2年は東京及びソウルのいずれにおいても初めてオンラインでそれぞれ9月、11月に開催された。政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2020）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和2年度は初めてオンライン形式での交流事業（計7回。大学生、高校生及び社会人約800名参加）を実施した。

令和3年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナ感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

施策の進捗状況・実績

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化による両国間往来者数の大幅な減少は続き、令和3年は約3万人にとどまった。11月8日以降、一定の要件の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和及び外国人の新規入国制限の緩和が行われ、韓国からも企業関係者、留学生などの日本への新規入国が再開されたものの、11月30日以降、オミクロン株に対する水際措置の強化に伴い、同措置は停止された。

両国間の往来者数が大幅に減少する中であっても、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、令和3年は東京及びソウルのいずれにおいても、2年連続オンライン形式で、それぞれ9月に開催された。また、日本政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2021）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和3年度の交流事業は全てオンライン形式で実施した（13事業を計38回実施、合計530名程度が参加）。

令和4年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナ感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓両国民の相互理解を進展させ、信頼関係の増進を図ることは、未来志向の日韓関係を築いていく上で重要であるため。

日韓両政府が両国民の交流を後押しするための施策を講じ、日韓間の交流を維持・強化していくことが必要である。

測定指標3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

中期目標（--年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和2年度目標

日中韓 FTA 及び RCEP 交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関するフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関する WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国による自国造船業に対する支援措置に係る案件のフォローアップや韓国側への働きかけ、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、令和3年3月、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者約60名を対象に日本産食品の信頼確保と輸出の拡大等に関するオンライン説明会を開催し、これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産品は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30件以上掲載された。同月、在韓国大使館及び在済州総領事館が開催した「東日本大震災から10年」の関連行事においても、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。また、韓国政府に対し、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第52回日韓経済人会議」をオンラインで開催し、経済・人材・文化交流の継続と拡大、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた協力の推進を含む共同声明が採択された。

令和3年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、韓国政府に対し、4月、6月及び11月の日韓局長協議を含め、様々な機会を捉え、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第53回日韓経済人会議」をオンラインで開催（外務省からも関係者が出席）し、新しい未来創造、経済交流の拡大、共通課題への協力及び未来に向けた日韓友好インフラとなるよう青少年・地域間交流を推進していくことを含む共同声明が採択された。

令和4年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓の経済関係は、緊密に推移しており、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本の国益を守るため、韓国側や国際社会に対して我が国の立場をしっかりと説明していくことが極めて重要である。

測定指標3－4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（--年度）

地域及び国際社会の課題に向け二国間で連携・協力する。

令和2年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野において協議を行い、連携を確認する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、9月の首脳電話会談に加え、2度の外相電話会談（6月及び令和3年1月）、11月の秋葉外務事務次官と崔鍾建韓国外交部第一次官との意見交換及び5回の日韓局長協議（対面1回、テレビ協議4回）を

始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和3年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を行う。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、10月の首脳電話会談に加え、4度の外相会談（電話会談を含む。）、2回の日韓次官間の協議及び4回の日韓局長協議を始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和4年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により、日韓関係はかつてなく厳しい状況にあるが、北朝鮮への対応を始め、地域の安定には日韓や日米韓の連携は不可欠。日米韓の連携を円滑にするためにも、緊急性や必要性を考慮しつつ、日韓間で引き続き意思疎通を図り、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野で協力していくことは意義がある。

参考指標1：日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)

	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	9	0	3

参考指標2：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感ずる」との回答割合(%)

	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	26.7	34.9	37.0

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	
①日韓関連 経費 (*)	1 政治レベルの意思疎通の促進 日韓関係の更なる深化のため、首脳・外相会談を実施する。様々なレベルで 意思疎通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠である。				3-1
	2 人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、青少年交流の一層の促進、交流事業開催の活 性化、地方間交流の促進等を実施する。人的交流の拡大は両国の包括的な友好 関係の強化に大きく貢献する。				3-2
	3 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した日韓合意を 誠実に履行していく。また、日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国人				3-1

	支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。過去に起因する二国間問題への取組は未来志向の日韓関係を構築する前提条件となる。				
	4 日韓間の懸案への対応(竹島問題、EEZ境界画定等) 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。竹島問題、EEZ境界画定問題等に関する取組は、未来志向の日韓関係の構築に向け不可欠である。				3-1
	5 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組むことは、日韓関係の更なる深化に資するものである。				3-3
	37 (18)	35 (15)	252 (168)	264	
②安全保障分野における協力の推進(＊)	日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。				3-4
	—	—	—	—	—
③日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金(任意拠出金)(平成元年度)	昭和63年2月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業の拡大につき合意したことを受け、その後二度の日韓外相会議を通じて平成元年5月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立。その日本側事務局を(公財)日韓文化交流基金が、韓国側事務局を国立国際教育院が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業(日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術・文化関連事業、両国内で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等)を実施している。 同共同事業体を通じ、両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進することにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する。				3-2
	138 (138)	138 (138)	131 (131)	116	
④在サハリン韓国人支援特別基金拠出金(任意拠出金)(平成元年度)	平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、永住帰国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用、サハリン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事業費用を拠出するもの。 こうした我が国の取組は、過去をめぐる様々な問題への我が国の積極的な姿勢を示すものであり、主に韓国国内における関係者の我が国への理解を高め、問題解決に寄与するものと考えられる。				—
	79 (79)	79 (79)	75 (75)	72	
⑤日韓産業技術協力共同事業体拠出金(任意拠出金)(平成5年度)	日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題に関する平成4年1月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」が取りまとめられた。同「実践計画」では、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解され、この了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立された。さらに、日韓間の産業技術協力を推進するべく、日韓の両財団により日韓産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は、韓国における産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流促進、産業・技術交流、調査・広報事業を実施している。 こうした本事業体を通じた我が国の取組は、日韓間の産業技術協力の促進及び日韓間の貿易不均衡(韓国側入超)の是正に寄与する。				3-3
	15 (15)	15 (15)	14 (14)	14	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の相互関係の強化等

施策の概要

- 1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており、ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。
- 2 モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互恵的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- 八 外交・安全保障（近隣外交）

測定指標 4－1 「日中新時代」に向けた取組（経済面以外） *

中期目標（一年度）

ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

令和 2 年度目標

日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有している。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- 1 習近平国家主席の国賓訪日を含めた活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。新型コロナについては、4 月 21 日及び 7 月 29 日に、茂木外務大臣が、王（おう）毅（き）国務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行った。9 月 25 日、菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。両首脳は、新型コロナに関して、引き続き、両国が様々なルートで連携していくこと、及び、ビジネス関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11 月 24 日に王毅国務委員兼外交部長が訪日し、菅政権発足後初のハイレベルでの対面での会談を行った。茂木外務大臣は王毅国務委員兼外交部長との間で一対一での会談を含め合計 3 時間以上にわたって日中外相会談を行い、日中関係の方向性、二国間関係における互いの関心事項、北朝鮮を含む地域情勢、気候変動や貿易・投資などの国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行った。11 月 25 日には、菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた。このほか、外交当局間では、令和 2 年の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書に基づき、日中政策企

画協議（９月、オンライン形式）など、日中間の実務的な対話が進められた。また、１２月１４日に岸防衛大臣と魏（ぎ）鳳和（ほうわ）中国国務委員兼国防部長とのテレビ会談、同月１５日には大島衆議院議長と栗戦書（りつせんしょ）全国人民代表大会常務委員会委員長との間でテレビ会談が行われた。

- ２ 尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が依然として継続しており、その回数は令和２年の１年間で２４回に上った（令和元年の領海侵入回数は３２回、平成３０年は１９回）。５月、７月、８月、１０月、１１月及び１２月には、中国海警船舶が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が発生した。１０月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる５７時間以上となった。また、４月から８月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の１１１日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする中国海警船舶の活動は、国際法違反であり、領海に侵入した際には外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。さらに近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も見られた。日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、令和３年２月に開催した第１２回日中高級事務レベル海洋協議を始め、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- ３ 邦人拘束事案については、令和２年１１月の王毅国務委員兼外交部長来日の際を含め、日本政府として、あらゆるレベル・機会を通じて、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを中国政府に対して強く求めた。
- ４ 令和２年は、「日中文化・スポーツ交流推進年」であり、その趣旨にふさわしい行事の募集・認定を行い、交流の強化を後押しした。新型コロナの影響を受けて日中双方で関連行事の延期や中止が相次ぐも、オンラインなどの形式を含め、感染防止対策をしっかりと講じた上で、両国で計５１件の行事が実施された。また、青少年招へい事業である「JENESYS2019」に参加した日中の青少年がオンライン形式で交流し、思い出話に花を咲かせつつ、様々なテーマについて意見交換を活発に行うなど、新型コロナ流行下においても新たな交流の在り方を模索しつつ、日中の青少年交流を継続した。１１月に行われた日中外相会談では、双方は、令和３年夏の２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び令和４年冬の北京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のために協力していくことを確認し、また、令和４年に日中国交正常化５０周年を迎えることも念頭に、両国の交流促進についても議論し、中長期的な両国関係の発展のため、青少年交流を後押ししていくことを確認した。
- ５ 新型コロナの影響等により、令和２年度における協議の進展はなかった。
- ６ 地域・グローバルな課題に関しては、９月２５日の習近平国家主席との日中首脳電話会談において、菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。１１月２４日の日中外相会談では、茂木外務大臣から、二国間の問題に加えて、南シナ海、香港情勢、新疆ウイグル自治区の人権状況などについても、日本の立場を明確に伝え、中国側の具体的な行動を強く求めるとともに、中国が地域・国際社会の諸課題に責任を果たしていくべきであるとの日本の立場・考え方をしっかりと伝えた。１１月２５日に菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた際には、菅総理大臣から、香港情勢に関して日本側の懸念を伝達したほか、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても協力を求めた。

令和３年度目標

安定した日中関係は、我が国のみならず、地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- １ 首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していく。
- ２ 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- ３ 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- ４ 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- ５ 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- ６ 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- １ 令和３年度は、令和２年度に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思

疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。4月5日、茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間で5度目の電話会談が行われ、両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認した。10月4日に岸田総理大臣が就任し、同月8日には日中首脳電話会談が行われた。岸田総理大臣からは、両国間の様々な懸案を率直に提起した上で、こうした問題を含め、今後対話を重ねていきたいと伝え、両首脳は共通の諸課題について協力していくことで一致した。また、岸田総理大臣は、日中国交正常化50周年である令和4年を契機に、上記のような考え方にに基づき、建設的かつ安定的な関係を共に構築していかなければならないと述べた。習近平主席からは、そうした考え方に対する賛意と共に日中関係を発展させていくことへの意欲が示された。11月には、林外務大臣が外務大臣に就任して間もなく、王毅国務委員兼外交部長と電話会談を行った。林外務大臣から、日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、王毅国務委員兼外交部長と共に努力していきたいと述べ、王毅国務委員兼外交部長から賛意の表明があった。このほか、外交当局間では、新型コロナ禍でも、6月の日中開発協力政策局長級協議、8月の船越アジア大洋州局長と劉勁松(りゅうけいしょう)外交部アジア司長とのテレビ会議、11月の日中経済パートナーシップ協議(次官級会合)など、日中間の意見交換が継続された。12月には、日中高級事務レベル海洋協議が開催され、東シナ海などに関する様々な問題について率直な意見交換を行った。また、12月27日の岸信夫防衛大臣と魏鳳和(ぎほうわ)国務委員兼国防部長とのテレビ会談など、外交当局間以外の日中間協議も継続して行われた。

- 2 東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入の回数は令和3年の1年間で34回に上った。令和3年の接続水域内での年間航行日数が332日を記録したほか、同年2月から7月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の157日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。また、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も継続しており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れを行った。さらに、日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、6月及び11月に開催した日中高級事務レベル海洋協議団長間協議、12月に開催した第13回日中高級事務レベル海洋協議等、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- 3 邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行ってきており、これまで5名が起訴前に解放され、令和3年8月に帰国した1名を含む3名が刑期を満了し帰国している。12月には上海市で邦人1名が新たに中国当局に拘束された。政府としては、あらゆるレベル・機会を通じて、早期解放、法執行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取り扱いを中国政府に対して強く求めた。また、令和4年2月には北京で拘束され服役中であった邦人1名が病気のため死亡した。これまで、政府としては、当該邦人の病状にかんがみ、累次にわたり、人道上の観点から早期帰国を認めるよう中国側に強く働きかけてきた。それにもかかわらず、今回、同邦人が帰国できないまま死亡に至ったことは誠に遺憾であり、その旨を中国側に抗議した。
- 4 令和2年度に続き、新型コロナの影響により国境を越える往来が制限される中、対面での交流事業は実施できなかったものの、新たな交流の在り方を模索しつつ、主にオンラインにより日中間の青少年交流を継続した。対日理解促進交流プログラム「JENESYS」では、両国の高校生や大学生、研究者の相互理解及び対日理解促進を目的として、防災・減災や環境保護、ボランティア、伝統文化等をテーマとするオンライン交流を計17回実施し、約670人が参加した。10月に行われた日中首脳電話会談では、両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致し、また、11月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、令和4(2022)年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。
- 5 新型コロナの影響等により、令和3年度における協議の進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、4月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間での電話会談において両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認した。また、茂木外務大臣から、南シナ海情勢、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況などについて深刻な懸念を伝達し、具体的な行動を強く求めた。さらに、11月の日中外相電話会談では、林外務大臣から、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明するとともに、台湾海峡の平和と安定の重要性につき述べた。また、両外相は、気候変動問題や北朝鮮を含む国際情勢についても意見交換を行った。北朝鮮への対応については、林外務大

臣から拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両外相は引き続き緊密に連携していくことを確認した。

令和4年度目標

日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。また、中国は、世界第2位の経済大国となり、様々な面で、その行動の国際社会への影響は増している。中国が、国際社会のルールに則り、大国としての責任を果たし、国際社会の期待に応えていくことが重要である。同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。

以上を踏まえ、令和4年度は以下を実施する。

- 1 中国に対して、主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和3年度は、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在するが、同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。中国に対して、主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していくことが重要であり、その具体的取組の目標を設定し実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

建設的かつ安定的な日中関係を構築していくためには、政治的相互信頼を強化するとともに、あらゆるレベル・分野での対話と交流を促進していく必要がある。同時に、日中間には、様々な懸案も存在しており、尖閣諸島周辺海域等の東シナ海を始めとする海洋・安全保障問題については、引き続き冷静かつ毅然と対応しつつ、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするべく両国間の協力を推進することが重要。また、邦人拘束事案等の懸案事項についても引き続き中国側に早期解放、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保、人道的取扱いなどの具体的な対応を強く求めていくことが重要である。また、日中関係の進展の具体的な形として、各種条約・協定の締結に向けた取組を一つの目標に掲げることに加え、二国間関係のみならず、日中両国が地域・グローバルな課題の解決に共に貢献していくべく、具体的な対話・協力を進めることも目標とした。

測定指標4-2 「日中新時代」に向けた取組(経済面) *

中期目標（--年度）

「日中新時代」を切り開いていくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和2年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた令和元年度の流れを受け、「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第

三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、オンライン会談等を通じハイレベル間の意見交換は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、新型コロナウイルス感染症に関して、日本の状況や対応を紹介したのに対し、王毅国務委員からは、中国の状況や対応について説明があった。その中で、日本側から、日中両国間では民間を含め相互に活発な支援が行われていることに大変勇気づけられている旨述べ、引き続き連携していくことを確認した。また両外相は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた二国間及び多国間の枠組みにおける協力についても議論し、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、途上国支援も含めた国際的な公衆衛生対策への協力、医療・薬事面での連携強化、感染症対策関連物資の円滑な輸出入の確保等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

11月に東京で行われた日中外相会談では、経済分野に関し、農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を共に進めていくことで一致した。また、茂木外務大臣からは、日本企業のビジネス活動を守り、公平な競争条件を確保することを改めて要請したほか、日本海大和堆周辺水域における中国漁船による違法操業問題については、日本側の懸念や漁業者への指導等の対策強化を含む実効的措置を採るよう改めて強く要請した。

- 2 政府間の経済対話としては、11月に日中経済パートナーシップ協議がウェブ会議形式で開催され、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEP等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、特に知的財産の保護、産業補助金や強制技術移転、サイバー・データ関連規定、輸出管理法を含め、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保につき中国側に提起した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンラインで開催された。

令和元年末に中国で発生した新型コロナについては、4月の日中外相会談において、新型コロナへの対応等について電話会談を行い、引き続き、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、国際的な公衆衛生対策への協力等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。加えて、7月の電話会談において、両外相は、往来の再開に向けた調整をできるだけ早期に行っていくことを確認した。9月に行われた日中首脳電話会談では、新型コロナに関し、引き続き両国が様々なルートで連携していくこと、及び経済関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。11月には王毅国務委員兼外交部長が訪日し、茂木外務大臣との間で外相会談を行ったが、双方は、新型コロナに関し、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有を始め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、7月の日中外相における電話会談、11月の日中外相会談や王毅国務委員兼外交部長による菅総理大臣表敬、日中経済パートナーシップ協議など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して日本産食品輸入規制の早期撤廃を強く働きかけてきた。特に11月の日中外相会談では、令和3年3月に東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。これらの働きかけの結果、同会談では王毅国務委員兼外交部長との間で、この問題の解決に向けた協議を加速することで合意し、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致した。

令和3年度目標

「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナの感染拡大の影響でハイレベル含む往来が制限される中でも、日中間の経済対話は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、真に公平・公正かつ安定的なビジネス環境の構築を含め、引き続き議論していくことを確認し、10月に行われた日中首脳電話会談では、両首脳は両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致した。さらに、11月に行われた日中外相電話会談でも、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認した。
- 2 政府間の経済対話としては、11月に第15回日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）が令和2年度に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・ヘルスケアなどを含む両国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裡における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保などについて改めて提起したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。また、日中双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、令和4年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に第7回日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンライン形式で開催された。
- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、令和2年11月に日中外相間で立ち上げることで一致した「日中農水産物貿易協力メカニズム」での協議を継続しているほか、令和3年4月の茂木外務大臣と王毅国务委員兼外交部長との日中外相会談や、同年11月の林外務大臣と王毅国务委員兼外交部長との日中外相電話会談など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して早期撤廃を強く働きかけた。また、12月1日から令和4年2月28日までの間、外務省及び在中国日本大使館は、地方自治体や関係各社・団体と連携しながら、日本各地の観光・文化・食などの魅力について情報発信するプロモーション事業を実施した。この事業では、中国の消費者に中国にいながらにして、日本の地域の魅力をより体感してもらい、日本食、日本産品の販売促進・輸出増加につながるよう取り組んだ。

令和4年度目標

中国との建設的かつ安定的な関係を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日中両国は、世界経済に重要な影響力を有しており、また両国の経済関係は非常に緊密である。両国にとって、建設的かつ安定的な関係を構築していく上で、幅広い分野における協力を推進していくこと、またそのための対話を様々なレベルで積み重ねていくことが重要である。

経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション、知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力の促進及び具体化を図っていくことは、経済面において中国との建設的かつ安定的な関係を構築していく観点からも極めて重要である。

さらに、平成23年の東日本大震災から10年以上が経過していることも踏まえ、中国による日本産食品に対する輸入規制の撤廃を含め、日本産食品の対中国輸出拡大に向け、引き続き中国側へ様々なレベルで粘り強く働きかけるとともに、日本産品の魅力を積極的かつ適切に発信し、風評被害対策を

進めていく必要がある。

以上のことから、上記の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標 4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標 (一年度)

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和2年度目標

令和2年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援
- 3 文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえ、モンゴル政府は、令和2年3月11日から国際旅客定期便運航を停止、令和2年3月22日から外国人の入国を原則禁止し、海外在留モンゴル人帰国支援のため政府手配チャーター航空便を運航してきている。同チャーター便にはモンゴル人が最優先で搭乗する一方、同チャーター便が目的地との間を往復する際、モンゴル政府は個別の事情に応じて外国人の搭乗を認めており、在モンゴル日本大使館はモンゴルからの帰国を希望する在留邦人のためモンゴル政府に協力を要請、関連の調整を行うとともに、また在留邦人に対し広く案内を行う等、側面支援を行った。

こうしたモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響や、日本政府が外国人の受入を制限したことにより、ハイレベル往来、招へい事業を含めた両国間の人的往来が制限を受け、令和2年度にモンゴルでの開催を想定して調整しようとしていた既存の各種政府間対話の実施は新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第調整することとなった。

10月、日本では菅政権発足後間もないタイミング、モンゴルでは6月の総選挙を受けて7月に発足した新政権の誕生後間もないタイミングで、茂木外務大臣はモンゴルを訪問し、エンフタイワン外相との間で外相会談を行ったほか、バートルグ大統領及びフレルスフ首相を表敬した。同訪問は、モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、また同年7月のモンゴル新政権の誕生後、王毅中国國務委員兼外相に次ぐ2番目の外国要人訪問であり、茂木外務大臣の訪問以降、令和3年2月まで外国要人の同国訪問は実現していない。

同訪問の際、両国は来る令和4(2022)年が、日本とモンゴルが外交関係を樹立して50周年に当たることを踏まえ、次の50年を担う次世代も巻き込んで盛大に祝賀し、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致した。

国際社会における課題への協力では、平成30年12月の日モンゴル首脳会談において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて具体的な協力を推進することで一致したことを踏まえ、今回の外相会談においても、引き続き取組を強化していくことで一致した。また、両大臣は、北朝鮮への対応を始めとする地域・国際情勢についても意見交換し、協力を一層深めていくことで一致した。特に、北朝鮮への対応に関し、両大臣は、北朝鮮の非核化に向けた、安保理決議の完全な履行の重要性について一致した。また、拉致問題の早期解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、モンゴル外相の外遊はロシアのみである。新型コロナウイルス感染症対策のため人の往来が世界的に制限される状況下、茂木外務大臣はモンゴルの「第3の隣国(注：隣国中露以外で連携を重視する主要国)」から初めての要人訪問として大いに歓迎され、モンゴル新政権との早期の信頼関係構築に大きく寄与するものとなった。

- 2 コロナ禍で両国間の人の往来が制限を受けている中であって、5月、茂木外務大臣は、ツォグトバートル外相との間で電話会談を行った。同電話会談の際、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している現状を踏まえ、モンゴル政府及び国民の努力に敬意を表するとともに、国際社会の協力が重要であるという認識で一致した。茂木外務大臣から、日本がモンゴルの保健・医療体制の強化のため、約1,200万ドルの医療物資・機材支援に加え、技術支援及びアビガン錠の供与を実施していることを説明し、ツォグトバートル外相から深甚なる謝意の表明があった。

また、茂木外務大臣から、モンゴル政府が運航した MIAT モンゴル航空のチャーター便によって在留邦人が無事帰国したことに謝意を表し、引き続き、在留邦人の安全確保への協力を依頼した。ツォグトバートル外相からは、日本の新型コロナウイルス感染対策について高い評価が示された。

- 3 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、令和2年度は文化・人的交流を実施することができなかった。

令和3年度目標

令和3年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年祝賀行事の準備及び新たな中期行動計画の策定
- 3 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の急拡大などの影響により、日モンゴル間の人的往来は制約され、モンゴルでの開催を想定していた既存の各種政府間対話・協議は、ごく一部を除き実施に至らず、招へい事業は対面実施困難として全てオンライン開催となった。一方、ハイレベル間の対話は着実に行われた。7月、オヨーンエルデネ首相が就任後初の外遊として日本を訪問し、東京オリンピック開会式に出席し、菅総理大臣は、同首相との間で首脳会談を行った。首脳会談では、菅総理大臣から、「戦略的パートナー」である日モンゴルの協力を一層深化させていきたい旨述べ、両首脳は、令和4年の両国外交関係樹立50周年を「青少年交流推進年」にすること、また、50周年に向け様々な分野で協力を深めていくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、地域・国際社会での協力・連携を一層進めていくことで一致した。また、12月には、林外務大臣とバトツェツェグ外相との間で外相テレビ会談を実施し、林外務大臣から、普遍的価値を共有するモンゴルを重視しており、「戦略的パートナー」である両国の協力を一層深化させるべく、バトツェツェグ外相としっかりした協力関係を作っていきたい旨述べ、両外相は50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするとともに、これまでの50年を振り返り、次の50年に向けての礎、絆をつくる年とすることで一致した。
- 2 外交関係樹立50周年に関し、両国において実行委員会／作業部会が組織され、官民で準備が進められた。また、記念ロゴマークを公募・選定し、公式行事認定が開始された。また、令和4年2月24日の50周年記念日には、岸田総理大臣とオヨーンエルデネ首相は、50周年祝賀ビデオメッセージを同時発出した。さらに、50周年の祝賀行事として、モンゴルでは小林駐モンゴル大使がオヨーンエルデネ首相の出席を得て「天皇陛下誕生日祝賀兼日本モンゴル外交関係樹立50周年記念レセプション」を開催し、日本ではバッチジャルガル駐日大使主催による「モンゴル国と日本国の外交関係樹立50周年記念祝賀レセプション」に三宅外務大臣政務官が出席した。次期中期行動計画の策定作業についても、両国外務省間で意見交換を重ね、準備を進めた。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策については、モンゴル政府は、国民のワクチン早期確保を重視し、日本に対しても支援を要請した。これを受け、日本政府は、国連児童基金（UNICEF）を通じ、235万回分のファイザー製ワクチンの調達・供給を支援した。このほか、医療物資・機材支援（ワクチン購入費用支援やコールド・チェーン整備を含む）の無償資金協力や技術協力を実施した。こうした日本による支援に対し、7月の首脳会談においてオヨーンエルデネ首相から、また、12月の外相テレビ会談においてバトツェツェグ外相から、それぞれ謝意が示された。

令和4年度目標

令和4年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話・協議の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年記念行事及び「青少年交流推進年」関連行事の着実な実施
- 3 新たな中期行動計画等の策定・発出

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

モンゴルは、日本と普遍的価値を共有する、地域の重要なパートナーである。地域・国際社会の環境が一層厳しさを増す中において、「戦略的パートナーシップ」の関係にある両国のハイレベル交流

や各種政府間対話・協議の実施を通じた関係強化の重要性は益々高まっており、これらの具体的取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

令和3年7月の首脳会談で、50周年を「青少年交流推進年」とし、50周年に向け様々な分野で協力を深めていくこと、また、同年12月の外相会談で、50周年を新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とし、次の50年に向けての礎・絆をつくる年とすることで一致したことを踏まえ、これら実現のための事業を推進していく。

また、50周年に際し、令和3年末までを実施期間とする中期行動計画に基づく協力実績や今後の課題等を踏まえ、今後、両国が目指す関係や理念、協力等をまとめた文書を策定・発表する。

測定指標4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標 (令和3年度)

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

令和2年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、モンゴルで開催を予定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会の開催が延期となり、両国間で日モンゴル経済連携協定について意見交換を行う機会を設けることはできなかった。
- 2 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、令和2年7月開港を予定していた新ウランバートル国際空港の開港も令和3(2021)年に延期となった。

10月の茂木外務大臣のモンゴル訪問の際、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致し、令和4(2022)年に両国の新たな「中期行動計画」を策定することで合意し、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、ハイレベルを含めた両国間の様々な交流を再開することで一致した。

さらに、茂木大臣から、新型コロナウイルスの感染拡大や防止のために行われている移動制限、国際便の停止等により経済状況が悪化しており、社会・経済の回復が課題となっているモンゴルに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」(250億円)の供与を決定し、今回の外相会談に合わせて交換公文に署名した。さらに、ウランバートル新国際空港の円滑な開港・運営に向けての連携も確認された。

新型コロナウイルス感染症対策のため世界中で人の往来が制限を受ける中であっても、工学系高等教育機関の機能強化に関し、令和2年度は、学生100名及び教員8名の計108名が日本の大学・高専等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計291企業、延べ782名が参加した。

令和3年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月、三宅伸吾外務大臣政務官はバッチジャルガル駐日モンゴル大使と意見交換を行い、日・モンゴル経済連携協定（EPA）を含む経済分野での協力などの二国間協力を更に深めていくことの重要性を確認した。また、令和4年2月、モンゴル外務省の主催により外交関係樹立50周年記念「日本モンゴル戦略的パートナーシップのビジネス及び経済分野における拡大・強化」に関するシンポジウムが開催され、小林駐モンゴル日本大使が出席し、バトツェツェグ外務大臣とともに挨拶を行ったほか、両国の若手実業家や企業関係者によって、EPA発効後の両国間の経済貿易の現状等につき分析がなされるとともに、両国の経済関係の促進に向けた施策等について議論が行われた。また、モンゴル産はちみつについて、EPA適用による輸出に必要となるモンゴル側検査機関の日本厚生労働省への登録に際し、日本外務省から側面支援を実施し、令和3年11月に登録を完了した。
- 2 新型コロナウイルス感染症の急拡大などの影響による人的往来の制約から、モンゴルで開催を予定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会は令和3年度も開催に至らなかった。工学系高等教育機関の機能強化に関しては、令和3年度は、新型コロナ禍の中にあっても、学生101名及び教員12名の計113名が日本の大学・高等専門学校等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計697企業、延べ1,714名が参加した。新ウランバートル国際空港は、7月4日に「チンギスハーン国際空港」として開港し、日本企業連合が参画する形で同空港の運営が開始した。7月の首脳会談及び12月の外相テレビ会談において双方は、日本とモンゴルとの二国間協力の新たな象徴である同空港の運営が円滑に進むよう、引き続き連携していくことで一致した。
- 3 平成29年から令和3年までの5年間を対象とした「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画2017-2021」を踏まえ設定していた『「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる』との中期目標は、新型コロナの影響によるハイレベルやその他各種レベルの往来や既存枠組の対話が制限されたことを除けば、財政支援型円借款の実施によりモンゴル政府の財政再建の取組を下支えし、また、「チンギスハーン国際空港」の円滑な開港・運営に向けた協力、EPAの着実な実施、モンゴル経済の多角化及び地方経済の活性化のための支援等（特に農牧業・観光・環境等の分野）につき、連携が強化されるなどの成果があった。新型コロナの影響により達成できなかった目標については、令和4年度に策定予定の新たな中期行動計画も踏まえながら、引き続き実施を推進していくことが重要と考えられる。

中期目標（令和7年度）

「戦略的パートナーシップ」の関係にある日本とモンゴルの協力を一層深化させるべく、両国が令和4年に策定することで合意している新たな中期行動計画の実施を通じ、経済関係を一層深化させる。

令和4年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 外交関係樹立50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするべく、戦略的パートナーシップの関係の強化に向け、より互恵的な両国経済関係の拡大・深化を推進する。具体的には、新型コロナ情勢を見極めながら、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、チンギスハーン国際空港の円滑な運営に向けて、二国間の連携を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策の進捗を把握する上で、経済面における取組の進展を測定することは有益である。

我が国とモンゴル国の間では、平成28年6月に経済連携協定（EPA）が発効し、令和3年で5年が経過した。EPAは貿易促進のための法的環境整備であり、実際の活用にあたっては、企業自身が相手国の市場調査を行うとともに競争力のある商品開発を行う等の努力が重要である。今後のEPAの着実な実施のためには、この点についての官民の認識・理解醸成を政府からも側面支援することが望ましい。

平成30年12月の日モンゴル首脳会談後に発表された共同声明及び「中期行動計画」のレビューを踏まえつつ、日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで、両国間で一層互恵的な「戦略的パートナーシップ」を構築することを目標としている。また、モンゴル経済の更なる発展に向けては産業の多角化が一つの大きな課題となっており、我が国として、この課題の解決に向けた支援・協力を実施していくことは、モンゴル経済の発展、ひいては両国間の経済関係を強化する観点から非常に重要である。

また、日本の円借款で建設し、令和3年に開港した「チンギスハーン国際空港」の運営には、日本

企業連合が参画しており、両国の国民交流拡大、経済関係拡大に向けて大きなインパクトを与える、日本・モンゴル間協力の新たな象徴案件である。また、同空港事業は、空を通じた地域の連結性を高める点で「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも資するプロジェクトであり、円滑な運営を実現することは非常に重要である。

測定指標 4－5 日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和2年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

- 1 日台双方の市民感情は総じて良好であり、それを反映し、令和元年における台湾訪日者数が489万人を超えて過去最高を記録するなど、相互の人的往来は密接であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年の相互往来は大幅に減少した。貿易経済会議及び第三国市場協力委員会についても、同影響により開催することができなかった。
そのような中でも、日台間においてレジデンストラック開始に合意するなど、相互往来再開に向けて一定の進歩があったほか、経済面においても、令和2年の貿易総額は前年並みを維持するなど堅調に推移した。東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制は依然として解除されていないものの、日本台湾交流協会を通じて日本産食品の魅力・安全性PRを実施した。その効果もあり、令和2年の日本から台湾の農水産物輸出額は73億円増で過去最高を記録した。
- 2 文化交流についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響で相互往来が困難となる中であっても、宮城県栗原市と南投市、富山県氷見市と高雄市鼓山区がオンライン形式で姉妹都市提携や友好都市を締結するなど進展があったほか、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウンは世界最多となる28の自治体が登録し、各種交流を行った。さらに日本台湾交流協会は、東日本大震災10周年の節目を捉え、令和3年1月以降、台湾の多大な支援に対し改めて感謝を示すとともに、日台の友情を促進するイベント等を実施した。また、7月、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たし、自由、民主主義、といった基本的価値が台湾に定着していく上で、極めて重要な貢献を果たした李登輝元総統が逝去したことを受け、森喜朗元総理大臣が弔問団を率いて2度訪台し、告別式に出席する等、関係強化を内外に示した。

令和3年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の極めて重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

4月の日米首脳会談、6月のG7サミットなどにおいて、台湾海峡の平和と安定の重要性や兩岸問題の平和的解決を促すことについて一致するなど、我が国を含めた国際社会において、台湾情勢への注目は非常に高まっている。こうした中、政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの立場を踏まえつつ、日台間の協力と交流の更なる深化を図っている。

令和3年度は引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の困難が継続する中であっても、日台双方の市民感情は総じて良好な状態を維持しており、貿易経済関係の深化、文化交流の強化、新型コロナウイルス対応における協力について、それぞれ進展があった。

- 1 経済面では、令和3年の日台間の貿易額は、輸出・輸入共に過去最高を記録した。令和4年1月から2月にかけては、新型コロナウイルスの影響等により約2年間開催が見送られていた日台貿易

経済会議及び日台第三国市場協力委員会（日台双方の民間窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会に枠組）が開催され、経済分野における日台協力の重要性について改めて確認するとともに、日台間の個別具体的な課題への対応等について広く議論した。日台貿易経済会議閉会式においては、日台経済関係、とりわけ総合的な貿易・投資関係の発展の方向性について、分野横断的に検討することを目的に日台経済パートナーシップ委員会を再開することが合意された。

日本産食品の輸入規制については、令和4年2月、台湾は福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県で生産・加工された農水産物・食品に対する輸入規制を緩和した。日本産食品等に対する輸入規制の撤廃は政府の最重要課題の一つであり、今般の台湾の輸入規制の見直しは、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃に向けた大きな一歩であり、残された輸入規制の早期撤廃に向けて、引き続き台湾側に粘り強く働きかけていく考えである。

- 2 文化交流について、日本台湾交流協会は、東日本大震災から10年となる令和3年を通じて、震災発生後に多大な支援を寄せてくれた台湾の人々に対し改めて感謝を伝え、日台の相互理解の深化を図るため、台湾において日台友情シリーズと題した一連の文化交流イベントを開催した。令和3年3月に台北市内で12日間の「東北友情特別展」を行い、蔡英文総統を含む約2万人もの人が来場した。

7月には、コロナ禍に見舞われた台湾人を励まし、更に東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げるべく、日台の人々がエールを送り合う動画を制作し公開した。唐鳳（オードリー・タン）政務委員の友情出演協力も得た同動画は、蔡英文総統をはじめとする現地要人の公式 SNS でも紹介されたほか、報道でも多数取り上げられ、再生回数75万回を超え、現地における東京大会への関心喚起や対日友好感情を強化することができた。

12月には、台北101水舞広場で音楽会開催や日本の飲食PRブースが30店出展し、し、来場者数は1.3万人に達した（コロナ対策のため入場総人数規制が行われ、かつ、激しい雨天の中での屋外行事への参加人数としては異例。また、音楽祭はネット中継を行ったため、実際のリーチ人数は3万人）。同開幕式には、蔡英文総統及び著名現代アーティストの奈良美智氏からビデオメッセージが寄せられたほか、呉釗燮外交部長等が出席した。また、台湾大手紙・テレビ局をはじめ計18社が取材に訪れ、多数の関連報道があった。当日は、会場を提供した台北101ビルの協力を得て、101ビルの壁面全体に「日台友情」の文字がライトアップされた。

令和4年3月、福島等5県産食品の魅力を伝えるとともに、福島第一原発ALPS処理水に対する懸念を払しょくするため、福島県を中心とした被災地の人々から台湾に対する友情のメッセージや地元海産物等を盛り込んだ動画を公開した。蔡英文総統をはじめとする現地要人の公式 SNS でも紹介されたほか、報道でも多数取り上げられ、再生回数は211万回を超える大ヒットとなり、福島等5県産食品に対するイメージやコロナ後の訪日意欲の向上、対日友好感情の強化につながった。

- 3 新型コロナウイルス対応について、コロナ対策の優等生として域内での感染拡大を効果的に抑え込んできた台湾において、5月以降市中感染が拡大し、ワクチン確保が深刻な課題となった。こうした中、日本は世界に先駆けて6月、海外へのワクチン供与の第一弾として、台湾に対し124万回分のワクチンの無償供与を実施し、10月までに合計420万回分を供与した。これに対して、台湾側からは、蔡英文総統、賴清徳副総統、蘇貞昌行政院長らがビデオメッセージ、SNSで繰り返し日本に対して謝意表明があった。野党の国民党からも、「日本がタイムリーに支援の手を差し伸べてくれたことは、台日間の長期にわたる深い友情を表すもの」等と謝意が表明された。最初のワクチン供与の発表後、日本台湾交流協会台北事務所には、SNS上での数万件の謝意メッセージに加え、多くの花束が寄せられたほか、台北101ビル、圓山大飯店は、ワクチン到着当日、日本への謝意を伝えるライトアップを実施するなど、台湾社会において広く歓迎された。また、台湾側からは、日本で不足していた酸素濃縮器やパルスオキシメーターが無償供与されるなど、日台双方が困難な状況下にあっても相互に助け合う姿が注目を集めた。

令和4年度目標

台湾は我が国にとり自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。政府としては、我が国の対台湾窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会の活動をできる限り支援し、日台間の協力と交流の更なる深化を図っていく。令和4年度において、特に以下の取組を推進する。

- 1 経済分野（日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日台経済パートナーシップ委員会、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃等）での更なる協力の深化。
- 2 人的往来の段階的な再開も見据えた文化交流等を通じた相互理解の深化

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

台湾は我が国にとり自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。変化する国際情勢の中で、引き続き、良好な日台関係を維持・発展させていくという目標に向け、経済分野における更なる協力深化や文化交流を通じた相互協力、相互理解の深化を図っていく。

また、台湾は中国、米国に次ぐ第3位の貿易パートナーであるほか、半導体を中心とする台湾のIT産業は、グローバル・サプライチェーンにおいて極めて重要な地位を占めており、経済分野において、上記の枠組みを含め、台湾との協力関係を強化していくことは、日本経済の強靱化を図っていく上でも極めて重要である。日本産食品等に対する輸入規制の撤廃は政府の最重要課題の一つであり、引き続き、撤廃に向けた働きかけを粘り強く行っていく。

台湾は依然として厳格な水際措置を採用しているものの、今後段階的に人的往来が再開されていくことを見据え、日本台湾交流協会設立50周年という機会も活用しつつ、文化交流や人的交流を通じた相互理解の更なる深化を図るための取組を行っていくことが重要である。

測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
①日中		①8	①1	①3	①0	①2
②日モンゴル	—	②2	②1	②2	②2	②2

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益。

中国との首脳、外相会談の実施回数については、今後とも同国に対し主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していくため、首脳・外相間で緊密に意思疎通を図っていく必要がある。

また、モンゴルについては、「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に資するべく、首脳・外相間の意思疎通を重ねていくことが重要である。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大が続いており、要人往来にも大きく制限があるところ、令和4年度もまた当面の間、直接面会して会談を行うことが困難であると想定し、年度目標値を令和3年度の目標も参考に設定した。

測定指標4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	4	0	3	0	2

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「化学兵器禁止条約」に基づき、我が国は中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務があり、中国各地で発見されている化学兵器が、我が国に廃棄の義務がある遺棄化学兵器であるか否かを現地調査を通じて判断することは、廃棄義務を履行する上で重要である。今後も引き続き、中国側と調整の上、遺棄化学兵器の早期廃棄完了に向けて着実に現地調査事業を実施していく必要がある。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、航空便の運航状況にも多大な影響が出ており、新型コロナウイルス感染沈静化の状況や両国の対策措置に注意を払う必要があり、令和4年度上半期は従来どおりの現地調査が困難であると想定し、令和3年度同様、年度目標値を低く設定した。

達成手段

達成手段名 (開始年度)	達成手段の概要（注）	関連する 測定指標
-----------------	------------	--------------

(関連施策)	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①日中・日 モンゴル関 係の推進 (平成18年 度)	1 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな日中間の対話の実施 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき、両国の首脳、外相、そのほか関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の増進は、安定した日中関係を構築していくために必要である。				4-1 4-6
	2 新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層的实施による対日理解強化 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、両国の国民感情の改善、経済等幅広い分野での関係の一層の強化、対日理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-1
	3 日中ハイレベル経済対話を始めとする各種経済協議 外相を議長とし両国の経済関係の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。 上記達成手段の実施により期待される効果である、二国間経済関係の一層の強化、地域・グローバルな経済課題に関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-2 4-6
	4 日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進 「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に基づき、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。 このような取組により、日モンゴル関係の一層の深化との施策の目標の達成に寄与する。				4-3 4-4 4-6
	403 (344)	402 (285)	370 (213)	357	
②アジア友 好促進補助 金 (昭和47年 度)	台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である日本台湾交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。 こうした取組は、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。				4-5
	1,668 (1,596)	1,674 (1,476)	1,664 (1,664)	1,778	
③中国遺棄 化学兵器問 題への取組 (平成4年	中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらす住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置を取る。 こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。				4-1 4-7

度)	979 (932)	63 (20)	538 (37)	1,024	
④中国における日本理解促進に係る経費 (平成 27 年度)	中国社会が直面する様々な課題は、日本がかつて又は現在も直面するものも多く、日中協力の可能性は大きいが、中国においてこれらに関する冷静かつ客観的な情報はなおも限定的。こうした中で、中国の知識人や一般国民に対し、環境や高齢化、また民主的な政治制度等に係る我が国の取組や制度について理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、国民レベルでの対日理解の増進、共通課題における協力に対する認識の強化等は、日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-1
	1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0)	1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
八 外交・安全保障
- ・ 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)
- ・ 「日メコン協力のための東京戦略2018」及びその別添（「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECSマスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成30年10月9日に開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
- ・ 「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」（令和元年11月4日に開催された第11回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

中期目標（一年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

8月、茂木外務大臣がカンボジアを訪問し、フン・セン首相及びブラック・ソコン副首相兼外相との間で二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。フン・セン首相からは、茂木外務大臣の訪問が両国の強固な関係を表すものである旨、ブラック・ソコン副首相兼外相からは、両国間の戦略的パートナーシップを一層進化させたいとの発言がそれぞれあった。

また、10月、上記外相会談のフォローアップとして、茂木外務大臣はブラック・ソコン副首相兼外相と電話会談を行い、新型コロナウイルスで経済的影響を受けたカンボジアへの支援を伝達し、ブラック・ソコン副首相兼外相から、日本の協力への謝意と新型コロナとの闘いにおいて両国の連携を一層進めたいとの考えが示された。

(2) ラオス

茂木外務大臣は、8月にラオスを訪問し、トンルン首相及びサルムサイ外相と会談を行い、日ラオス外交関係樹立65周年及び両国間の「戦略的パートナーシップ」関係5周年を契機として、両国関係の一層の緊密化に努め、地域・国際社会における協力を強化することを確認した。また、サルムサイ外相とはワーキングディナーを行い、北朝鮮情勢やシナ海問題を始めとする地域・国際情勢について率直な意見交換を行ったほか、無償資金協力に係るE/N署名及び新型コロナウイルス対策に資する医療関連機材の引渡式を実施した。さらに、10月に日ラオス外相電話会談を実施し、8月の日ラオス外相会談のフォローアップ状況や新型コロナ対策を含む両国間の今後の協力強化について確認した。

(3) ミャンマー

8月、茂木外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相及び

ミン・アウン・フライン国軍司令官と会談を行い、日本政府はミャンマーの民主的な国造りを官民挙げて引き続き最大限支援する旨伝えとともに、二国関係やラカイン問題、北朝鮮情勢、南シナ海問題等の地域情勢につき意見交換を行った。令和3年2月1日、ミャンマー国軍はクーデターを実行したため、同日、我が国は、民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに対し、重大な懸念を有している旨等を表明する談話を発出した。

(4) タイ

令和3年1月、茂木外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相及びドーン外相との間で、両国間の「戦略的パートナーシップ」関係の一層の強化について一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。また5月、6月、10月及び令和3年3月の4度にわたり茂木外務大臣とドーン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

5月及び8月に安倍総理大臣とフック首相の間に、また、6月に茂木外務大臣とミン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、コロナ禍における両国の連携や経済分野における協力等について意見交換を行った。10月には菅総理大臣が就任後初の外国訪問先としてベトナムを訪問し、フック首相との間で首脳会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行い、日越両国が「インド太平洋国家」として様々な分野で緊密に連携していくことを確認した。

2 議会間、議員間交流

令和2年度は新型コロナ情勢を受けて特筆する交流は行われなかった。各国の状況に差があるものの、タイでは、在タイ大使館がモンティアン・ブントアン・タイ王国上院議員（タイ日議連元会長）へ外務大臣表彰を行ったほか、梨田駐タイ大使がタイ日議員連盟関係者を公邸での会食に招待して意見交換するなど、タイ側議連との交流は継続している。新型コロナの状況が落ち着き次第、各国での交流の再開が期待される。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の収束に向けて、日本は、複数のルートから、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に強く求め、引き続き国際社会での役割を果たす。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

12月、岸田総理大臣はフン・セン首相との間で首脳テレビ会談を行い、令和4年のカンボジアPKO30周年の機会に安全保障分野での協力を強化していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力すること、令和4年カンボジアがASEAN議長国を務めることを念頭に、ミャンマー情勢などで緊密に連携していくことで一致した。上記会談を受けて、安全保障分野では、12月に日本・カンボジア外務・防衛当局間（PM）協議のオンライン開催、令和4年2月にフン・マネット陸軍司令官の訪日、翌3月に海上自衛隊艦船のカンボジア寄港と着実に安全保障分野での連携が進んだ。また、ミャンマー情勢については、令和4年1月の外相電話会談のほか、事務レベルでも頻繁に情報交換し、連携を強めた。さらに、同年3月には岸田総理大臣がカンボジアを訪問してフン・セン首相と会談し、二国間関係のほか、ウクライナ情勢やミャンマー情勢などでの国際会議における対応で協力していくことで一致し、共同声明を発出した。

(2) ラオス

4月、菅総理大臣は、パンカム首相と両国首脳間で初めての電話会談を行い、両国の「戦略的パートナーシップ」関係を一層発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることを確認した。さらに、両国関係の飛躍的な発展に向けた指針となる「日ラオス戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画（日ラオス行動計画）」を発表した。令和4年1月には、林外務大臣とサルムサイ外相が電話会談を実施し、両外相は、上記「日ラオス行動計画」の実施を通じて、両国関係の拡大・深化を図っていくことを確認した。同年3月には、岸田総理大臣がパンカム首相と首脳電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現と両国の「戦略的パートナーシップ」関係を一層発展させることを確認したほか、ミャンマー、ウクライナ情勢、北朝鮮や

南シナ海問題など地域・国際社会においても引き続き連携することで一致した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないが、現地及び事務レベルでの働きかけを行い、下記3に記載のとおり、事態の改善に向けた努力を継続した。

(4) タイ

新型コロナの感染拡大に伴う人的往来の制限のため、令和3年度は対面での首脳・外相会談は実施されていないが、4月に菅総理大臣がプラユット首相と、11月に岸田総理大臣が同首相と電話会談を実施し、両国間の「戦略的パートナーシップ」を一層発展させることで一致するとともに、新型コロナ対策を含む各分野における両国間の協力を進展していくことを確認した。また、8月に茂木外務大臣がドーン副首相兼外相と、11月に林外務大臣が同副首相兼外相と電話会談を実施し、新型コロナ対策やミャンマー情勢を含む二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

11月に岸田政権初の外国首脳級の賓客としてチン首相が訪日し、岸田総理大臣との間で日越首脳会談を行った。両首脳は、ポストコロナにおける経済再生、サプライチェーンの多元化、経済連携の強化、人的交流、安全保障及び地域及び国際情勢等において協力を強化していくことを確認し、会談後に共同声明を発出するとともに、文書の交換に立ち会い、共同記者発表を行った。また、同月、林大臣とチン首相に同行して来日したソン外相との間で外相会談を実施し、両外相は二国間、地域及び国際社会の諸問題について意見交換を行った。このほか、令和3年度中に両国間で3回の首脳電話会談、1回の外相電話会談が行われた。

2 議会間、議員間交流

ラオスでは、令和3年度秋の外国人叙勲でケントン・ヌアンタシン・ラオス日本議連元会長が旭日重光章を受章したほか、小林駐ラオス大使とラオス日本議連関係者との意見交換及び日ラオス議連と駐日ラオス大使との意見交換が行われるなど、双方の議連との交流を行った。また、令和4年3月には、双方の議連同士でオンライン意見交換を実施した。

ベトナムでは、6月に大島衆議院議長とフエ国会議長の間でオンライン会談が行われた。両議長は二国間の議院間交流を含めた二国間、地域・国際情勢について意見交換を行った。

3 ミャンマーにおける事態の収束に向けた取組

クーデター以降、日本は外務大臣談話（令和3年2月1日、3月28日に続き、4月27日、令和4年2月1日）を発出し、ミャンマー情勢について懸念を表明し、事態の改善を求めてきた。日本は、国際社会とも連携しており、クーデター発生效后、ミャンマー情勢に関する国連総会決議の共同提案国となり、人権理事会決議に賛成してきた。また、クーデター直後のミャンマー情勢に関する2度のG7外相声明（令和3年2月）への参加に続き、G7外務・開発大臣会合のコミュニケ（5月）、G7コーンウォール・サミットの声明（8月）に参加した。また、欧米諸国やASEAN主要国、インドなどと外相電話会談を実施したほか、ミャンマー担当国連事務総長特使との会談（5月）、G7外相会合（5月、12月）、日米2+2（令和4年1月）、日米豪印外相会合（令和4年2月）等の様々な機会ですべて事態打開に向けた議論を行った。

日本は、ミャンマー国軍に対して、累次の機会において事態の改善に向けた具体的な行動を強く求めてきており、その結果として、5月の邦人ジャーナリスト解放及び11月に米国人ジャーナリストの解放に繋がったものの、今後も事態改善のための取組を継続していく必要がある。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の打開に向けて、日本は、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に引き続き強く求めるとともに、引き続きASEANを含む国際社会と連携し、日本としての独自の役割を果たしていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置しており、地政学的に重要な同地域を含むASEANの安定と均衡の取れた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による支援や、この地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、統合を促進していく必要がある。また、メコン地域の国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や

優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。

こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

測定指標 5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（--年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和2年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

（1）カンボジア

9月に第20回、令和3年2月に第21回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、税優遇制度、投資関連法制など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

（2）ラオス

12月に日ラオス官民合同対話第14回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。

（3）ミャンマー

令和元年11月に開催された日ミャンマー共同イニシアティブ総会（注）において、ミャンマー側から提案のあった更なる行政手続の透明化・標準化に向けた取組を支援するため、8月のJICA「産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト」において、省庁への行政手続に関するヒアリング調査を実施した。

（注：日ミャンマー共同イニシアティブ：平成25年にミャンマーにおけるビジネス・投資環境整備のための官民対話の枠組みとして設立。全体会合と分科会をそれぞれ開催してきた。）

（4）タイ

日タイ経済連携協定の枠組みで、令和3年2月にオンラインで原産地規則小委員会を実施した。その他、同協定の枠組みで例年行われていた農業、林業及び漁業に関する小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、食品安全に関する特別小委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実施は見送ることとなったが、幅広い分野でタイ政府との意見交換を継続しており、ビジネスの環境の向上に関する小委員会の開催を目指しているところである。

（5）ベトナム

12月、日越共同イニシアティブ第8フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、競争制度、投資法・企業法、労働、PPP法、証券市場・国営企業改革、電力・エネルギー、土地法につきワーキング・グループの今後の開催が決まった。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染拡

大の影響により、令和2年度の実施は見送ることとなった。

令和3年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

8 月に第 22 回、令和4年2月に第 23 回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、投資関連法制や関税物流など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

(2) ラオス

12 月に日ラオス官民合同対話第 15 回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、令和2年度に引き続き貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。日系企業が直面する課題を解決し、新型コロナ後の経済回復を見据えて新たな投資を呼び込むことがますます重要になっている点で一致した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、ミャンマー側との該当する取組は実施していないが、在ミャンマー日本国大使館が、現地の商工会議所と事業運営における課題等について意見交換を行う月例の定例会議を実施した。

(4) タイ

6 月に日タイ経済連携協定に基づく「食品安全に関する特別小委員会」、「地域間の連携に関する特別小委員会」、「農業、林業及び漁業に関する小委員会」第 11 回会合をオンラインで開催し、7 月に日タイ経済連携協定に基づくビジネス環境の向上に関する小委員会第 10 回会合をオンラインで開催した。また、8 月に、茂木外務大臣とドーン副首相兼外相が共同議長を務める形で、両国の関係省庁が参加し、両国の経済分野での協力推進に向けた意見交換を行う場である第 5 回日タイ・ハイレベル合同委員会をオンラインで開催し、ビジネス環境整備、連結性向上、メコン地域開発並びに新型コロナ対策を含む保健分野等についてハイレベルでの意見交換を実施した。

(5) ベトナム

10 月、日越共同イニシアティブ第 8 フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、11 のワーキングチーム（①判例制度・競争制度・民事執行制度、②投資法・企業法、③労働環境、④PPP 法、⑤証券市場・国営企業改革、⑥グリーンエネルギー、⑦LNG 輸入促進・普及、⑧土地分野に関する協力、⑨裾野産業、⑩イノベーション、⑪人材育成）で取り組みを推進していくことで一致した。

- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、令和3年度も実施は見送ることとなった。

令和4年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本

の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づく各種の日メコン協力プロジェクトの下での各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催することは、同地域への日本企業の進出を一層促進し、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重要である。

測定指標 5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

中期目標（--年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和 2 年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

11 月、テレビ会議方式で第 12 回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）を開催し、菅総理大臣がフック・ベトナム首相と共に共同議長を務めた。菅総理大臣からは、日本の具体的貢献として 5 つの協力（民間セクターに対する出融資、草の根の無償資金協力、法の支配に関する協力、海洋に関する協力、サプライチェーン強靱化に関する協力）を発表した。採択した共同声明の中で、首脳らはメコン地域における SDGs の実現に向けた環境問題に関する日本の協力を評価した。

さらに、第 11 回日メコン首脳会議で採択された「2030 年に向けた日メコン・イニシアティブ」がメコン諸国と日本の両方において、将来の世代にとって非常に重要であることを再認識し、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第 1 回日メコン SDGs フォーラムの開催に高い期待を示した。

(2) 日メコン外相会議

7 月、テレビ会議にて第 13 回日メコン外相会議を開催し、感染症等に関する将来の備えとなるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現のための日メコン協力について議論し、茂木外務大臣はミン・ベトナム首相兼外相と共に共同議長を務め、共同議長声明を採択した。

感染症分野での支援について、日本は、メコン諸国に対して、感染症対策能力の強化、ASEAN 感染症対策センター設立への支援、経済の強靱化支援の 3 つの柱で新型コロナとの闘いを力強く後押ししていく旨述べたのに対し、メコン諸国から、日本による協力に対する歓迎の意が表明された。

- 2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

令和元年 11 月の第 11 回日メコン首脳会議にて格上げが決定された「日メコン SDGs フォーラム」の令和 2 年度中の第 1 回目の開催を追求したが、新型コロナウイルス等の影響により実施が見送られた。

令和 3 年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成 30 年 10 月に採択した「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第 1 回日メコン SDGs フォーラムを開催し、SDGs

達成に向けた各国の取組紹介及び課題について議論する。

施策の進捗状況・実績

1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

第13回日メコン首脳会議は、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和3年度中の実施が見送られた。

(2) 日メコン外相会議

8月、テレビ会議にて第14回日メコン外相会議を開催し、茂木外務大臣が議長を務めた。茂木外務大臣から、メコン地域はインド太平洋地域の中核に位置しており、日本は、日メコン協力の枠組みを通じて、常にメコン諸国と共に発展していく旨述べ、また、ワクチン供与、コールドチェーン支援、酸素濃縮器供与といった新型コロナ対策支援についても紹介し、今後もメコン諸国が新型コロナとの闘いに打ち勝つための支援を行っていく旨述べた。さらに、デジタル、グリーンエコノミーなどについても、ポストコロナを見据えて活発な議論を行った。ミャンマー情勢に関して、茂木外務大臣から、拘束された関係者の解放や民主的な政治体制への早期回復をミャンマー国軍に強く求めるとともに、ASEAN リーダーズ・ミーティングでの「5つのコンセンサス」を暴力停止や対話の開始に向けた第一歩ととらえており、エルワン・ブルネイ第2外相がASEAN 特使に任命されたことを歓迎する旨述べた。ミャンマーに対しては、ASEAN 特使の早期受け入れ、全ての当事者との対話の開始を実現するよう、強く働きかけた。

(3) フレンズオブメコン閣僚会合

8月、テレビ会議方式でフレンズオブメコン閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。茂木外務大臣からは、メコン地域はインド太平洋の中核に位置し、経済的にも大きな可能性を秘めた地域であることを指摘した上で、新型コロナ対策、連結性向上、メコン河での課題解決の3点を中心に日メコン協力の現状を紹介した。ミャンマー情勢に関し、茂木外務大臣から、ASEAN リーダーズ・ミーティングでの「5つのコンセンサス」を事態の打開に向けた第一歩と捉えており、エルワン・ブルネイ第2外相がASEAN 特使に任命されたことを歓迎する旨述べた。今後は、「5つのコンセンサス」を具体的成果につなげていくことが極めて重要であり、日本としても、ASEAN の取組を力強く後押しする旨改めて表明するとともに、ミャンマー側の建設的な対応を強く期待する旨述べた。

2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

12月、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第1回日メコン SDGs フォーラムが、日本・タイ両政府の共催によりビデオ会議方式にて開催され、加納南部アジア部長及びアルンルン・タイ外務省メコン担当大使が共同議長を務めた。日本及びメコン諸国の関係省庁や国際機関、学生等が出席し、「保健分野でのパートナーシップ」、「持続可能な経済、コロナ禍からの景気回復」、「グリーンで包摂的な社会」をテーマに意見交換を行った。気候変動問題については、国際社会が一体となって直ちにに取り組むべき重要な課題であり、メコン地域全体の発展のために地域横断的な取組を推進することで一致した。

令和4年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成30年10月に採択した「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 第2回日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

「東京戦略2018」の具体化は、メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。また、日メコン SDGs フォーラムの開催は、メコン地域における官民協力及び SDGs の達成に向けた協力を強化する上で重要である。

測定指標5-4 要人往来数(政務官レベル以上)						
	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

	—	往 来 数 の ほ か、往 来 の 成 果、国際情勢、 他の主要国と の比較等を踏 まえた、メコ ン諸国との協 力関係強化等 の観点から適 切な水準	6 回	往 来 数 の ほ か、往 来 の 成 果、国際情勢、 他の主要国と の比較等を踏 まえた、メコ ン諸国との協 力関係強化等 の観点から適 切な水準	6 回	往 来 数 の ほ か、往 来 の 成 果、国際情勢、 他の主要国と の比較等を踏 まえた、メコ ン諸国との協 力関係強化等 の観点から適 切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 地域諸国との間の要人往来数の測定は、日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で有益であるため。緊密な往来を実現し、各国との関係強化を図るため、上記のと通りの水準とした。						

測定指標 5－5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	
中期目標（一年度）	日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院・施設・関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。
令和2年度目標	1 約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の 8 割以上が日本語能力試験 N 3 以上に合格する。 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。 <u>施策の進捗状況・実績</u> 1 日本語能力試験 N 3 以上の合格者 日本語能力試験 N 3 以上の合格率は 88.9% となり、目標値（8 割以上）を達成した。（※令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7 月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験の N 3 相当として認められている NAT－TEST 3 級の合格を第 8 陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和 2 年度合格者には NAT－TEST 3 級のみ合格者も含まれる。） 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入推進 EPA に基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等）。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実現した。
令和3年度目標	1 約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の 8 割以上が日本語能力試験 N 3 以上に合格する。 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。 <u>施策の進捗状況・実績</u> 1 日本語能力試験 N 3 以上の合格者 日本語能力試験 N 3 以上の合格率は 87.7% となり、目標値（8 割以上）を達成した。（※令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7 月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験の N 3 相当として認められている NAT－TEST 3 級、J. TEST D-E レベル試験 500 点以上の合格を第 9 陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和 3 年度合格者には NAT－TEST 3 級もしくは J. TEST D-E レベル試験 500 点以上のみの合格者も含まれる。） 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入推進 EPA に基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、令和 2 年度同様、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇

談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等)。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実現した。

令和4年度目標

- 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から、日ベトナム経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として開始された看護師・介護福祉士候補者の受入れについて強化することは、日ベトナム間の経済連携を深化させるものである。

約12か月間の訪日前日本語研修によりベトナム人日本語初学者が日本語能力試験N3（（注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば6割～8割程度であるため、8割以上のN3以上合格率を同研修の目標とする。

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数

	実績値			
	入国年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	看護師候補者	41	38	37
	介護福祉士候補者	176	193	166
	合計	217	231	203

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①メコン地域諸国との友好関係の強化 (平成16年度)	1 要人往来を始めとする対話・交流の継続・促進 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 これにより、メコン地域諸国との伝統的な友好関係の更なる強化を図る。				5-1 5-4
	2 東南アジア対外関係調査 東南アジアにおける第三国の影響力の増大についての情報収集及び分析、並びにそれらを踏まえた資料作成を行う。 要人往来、各種会談協議に向けた準備の一環として、メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている国の動向について情報収集及び分析を行うことは、メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。				5-1
	3 経済協議の推進と貿易投資環境の整備 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の経済関係強化のため、各種経済協議やフォーラムを実施する。 様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。				5-2
	4 メコン地域開発支援 日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。 また、我が国のメコン地域開発支援はASEAN統合を促進し、アジア大洋州地域				5-3

	の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国との関係強化につながる。				
	19 (15.2)	31 (13.8)	100.8 (9.8)	69.3	
②日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修 (平成 25 年度)	ベトナムとの経済連携の強化のため、日・ベトナム経済連携に基づき受入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、日本の受入病院・施設で就労するための十分な日本語能力等を身につけることを目的として、訪日前に約 12 か月間の日本語等研修を行う。 訪日前日本語研修及び滞在期間の延長の実施に加え、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援への協力を行う。そのほか、関係省庁・機関・地域との連携の強化のための取組を実施する（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催、国際厚生事業団（JICWELS）による巡回訪問への同行視察、地方自治体の取組への支援等）。 これらにより、日ベトナム間の経済連携を強化させる。				5-5
	303 (273.9)	333.7 (248.1)	329.5 (207.5)	316.2	
③クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金） (平成 16 年度)	クメール・ルージュ（KR）特別法廷は、1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くため、国連の協力によりカンボジア国内裁判所で実施される国際水準の法廷。我が国は、本支援をカンボジア和平の総仕上げの一環と位置づけ、裁判の立ち上げから実施のための主導的な役割を果たすとともに、裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行っている（資金の使途は、国際司法官・事務局員人件費等）。 これらの支援を通じた裁判の成功裏の完結により、我が国に対するカンボジア政府及び国民の信頼を培うことで、日カンボジア関係強化のための基礎の一つとする。また、「積極的平和主義」及び「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の取組の一環としても、我が国の平和構築分野での貢献及び法の支配の定着に向けた貢献と成功例を示すことで、カンボジアを含む同地域の安定と発展に寄与する。				—
	106 (106)	0 (0)	24 (24)	24	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
六 外交・安全保障
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 6－1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

中期目標（--年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

令和 2 年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来により二国間関係を強化する。
例：令和 3 年の ASEAN 議長国であるブルネイとの関係強化
- 2 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
例：閣僚級招へい 2 件の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、令和 2 年 10 月、菅総理大臣が就任後初の外遊先としてインドネシアを訪問し、「自由で開かれたインド太平洋」を戦略的に推進し、地域の平和と繁栄に引き続き貢献していくとの意志を明確に発信した。日インドネシア首脳会談においては、インドネシアの災害対応能力を高めるための 500 億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靱化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。

また、8 月、茂木外務大臣は、シンガポール及びマレーシアを訪問した。シンガポールではリー・シェンロン首相表敬並びにバラクリシュナン外相との外相会談及び昼食会を、マレーシアではヒシャムディン外相及びアズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相との会談を実施し、それぞれにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大により停止していた人の往来再開に向けた協力を含む新型コロナウイルス感染症関連の協力の推進や、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

令和 3 年 1 月に ASEAN 議長国に就任したブルネイとは、同年 2 月に日ブルネイ外相電話会談を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ASEAN 議長国としての ASEAN 内でのミャンマー情勢への取組の説明を受けたほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

上記のほか、フィリピン（令和 2 年 9 月及び 12 月）、インドネシア（10 月）及びシンガポール（10 月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（令和 2 年 4 月）、マレーシア（5 月）及びインドネシア（10 月、令和 3 年 2 月及び 3 月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナを含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。

令和 3 年 3 月にルトノ外相及びプラボウォ国防相が訪日し、日インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2＋2」）を実施し、自由で開かれた海洋秩序に向けた協力の強化や幅広い分野での安保・防衛協力の推進等を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2020 で、各国との間で日 ASEAN 協力や東京オリンピック・パラリンピックにおける各国ホストタウンとの交流に関するオンラインセミナーを

開催し、1,600人以上が参加した。

令和3年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例： 令和4年にG20議長国を務めるインドネシアとの関係強化

- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例： 閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度も、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、電話会談や国際会議の機会を活用したハイレベルでの緊密な意思疎通等を通じ、令和4年にG20議長国を務めるインドネシアを始めとする各国との関係強化に努めた。インドネシアとの間では、6月のG20外相及び開発大臣関連会合や9月の国連総会の機会を活用して対面での外相会談を実施し、二国間協力やミャンマー情勢を含む地域情勢につき意見交換するとともに、G20に向けた連携を確認した。

令和3年1月にASEAN議長国に就任したブルネイとは、計7回の日ブルネイ外相会談（うち6回は外相電話会談）を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ミャンマー情勢への対応につき連携を確認したほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

また、シンガポールとの間では、4月にチー外務次官が訪日し、第15回日・シンガポール次官級政策協議を実施し、二国間協力や地域情勢等について意見交換を行ったほか、8月に國場外務大臣政務官がシンガポールを訪問し、シム・アン外務担当兼国家開発担当上級國務大臣との会談を通じて経済分野や安全保障分野等の協力、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

上記に加え、フィリピン（5月及び11月）、インドネシア（11月及び令和4年3月）、マレーシア（12月）及びシンガポール（5月及び11月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（11月）、マレーシア（12月）及びインドネシア（4月、6月及び令和4年3月）、フィリピン（4月及び12月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナ海を含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。このほか、令和4年3月に安倍総理特使がマレーシアを訪問し、イスマイル・サブリ首相と二国間協力や南シナ海問題を始めとする地域情勢における緊密な連携の継続について協議した。また、フィリピンとの間では、閣僚級の経済協力インフラ合同委員会のテレビ会議2回（7月及び令和4年3月）や局長級の海洋協議のテレビ会議1回（10月）を通じ、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた連結性向上、平和と安定及び法の支配に関する取組における引き続きの連携を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、青少年交流事業であるJENESYS2021で、各国との間で日本文化交流や若手行政官交流といったテーマでオンラインセミナーを開催した。令和4年1月には第15回日本・シンガポール・シンポジウムを開催し、日本側は林外務大臣、シンガポール側はビビアン・バラクリシュナン外相が基調講演を行ったほか、河野衆議院議員（日本・シンガポール友好促進議員連盟会長）や両国の有識者等の参加を得て、日シンガポール関係や地域情勢等について幅広い意見交換が行われた。

令和4年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例： G20議長国を務めるインドネシアとの関係強化、フィリピンの次期政権との関係強化

- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例： 閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の実施は、双方の外交関係の一層の強化や安全保障分野における連携強化、各種経済案件における協力進展に寄与し、関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標 6-2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

中期目標（--年度）

個別案件での企業支援等によりインフラ輸出を強化し、二国間協議の実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

令和 2 年度目標

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。
例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月の菅総理大臣のインドネシア訪問の際に、ジャカルタ都市高速鉄道網整備、ジャワ北幹線鉄道高速化、パティンバン港の建設及び運営、離島開発等のインフラ協力の進展について合意した。また、8 月の茂木外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問の際には、シンガポールのバラクリシュナン外相と第三国におけるインフラ協力案件の推進、また、マレーシアのヒシャムディン外相と日本企業の一層の事業展開や高付加価値分野における協力を確認したほか、両国それぞれとの間でデジタル分野及びサプライチェーンの強靱化に関する協力の推進について一致した。
- 2 10 月に第 10 回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合（オンライン会議）を開催し、マニラ首都圏の鉄道事業やセブ・ダバオ両都市圏におけるインフラ整備案件、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援など、フィリピン政府が取り組む重要課題の解決に向けた協力について議論を行った。
日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響で候補者の訪日が大きく後れ、12 月にインドネシアから 295 人の候補者が入国するも、フィリピンについては依然として入国の目処が立っていない（令和 3 年 3 月 1 日現在）。他方で、平成 26 年の行政事業レビューの結果を受けて、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。

令和 3 年度目標

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。
例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月の日インドネシア首脳電話会談では、パティンバン港、ジャカルタ都市高速鉄道整を含めインフラ開発、人材育成、海上保安等の協力を進めることで一致した。
- 1 及び 2 フィリピンとの間では、7 月及び令和 4 年 2 月に、それぞれ第 11 回及び第 12 回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合のテレビ会議を開催し、マニラ首都圏の鉄道整備事業、セブ・マクタン橋梁やダバオ・バイパス等の道路建設事業、スービック湾やニュー・クラーク・シティにおける都市開発協力、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援、海上保安協力、治水対策等の防災協力、地デジ推進に向けた協力、LNG 受入れ基地整備を含むエネルギー・トランジション協力など、官民を挙げたインフラ整備協力の継続について議論を行った。
- 2 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、8 月にインドネシアから令和 3 年度の候補者 271 人が入国した。フィリピンについては、令和 2 年度に入国できなかった 310 人の候補者が 5 月に入国し、令和 3 年度の候補者 237 人が 10 月に入国した。平成 26 年の行政事業レビューの結果を受けて、厚生労働省とも協力し、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。さらに、インドネシア政府とは、協定見直し交渉の中で、候補者が訪

日前日本語研修で習得すべき日本能力の目標値について協議し、また、12月に日・インドネシア EPA に基づく自然人の移動小委員会、令和4年2月に日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士に関する特別小委員会を実施し、訪日前日本後研修及び訪日後日本後研修の研修効果を向上させる方策について協議を行った。

令和4年度目標

各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。また、経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（あるいはその後継協議体）の実施。EPA 小委員会の実施。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インフラ輸出を始めとする日本企業支援は、相手国への投資増進の観点から経済関係緊密化の重要な考慮要素である。また、経済に特化した二国間協議の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標 6－3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（--年度）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

令和2年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び3件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、給水施設や小学校の建設計画等、住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、引き続き国際監視団への開発専門家派遣（実施回数 15 回）等を通じて、バンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第13回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、「民主主義と COVID-19 パンデミック」をテーマに各国の代表らとディスカッションを行うとともに、地域における民主主義の定着と発展、地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。また、7月及び令和3年1月に、海上保安庁からインドネシアの海上保安機構に対し、オンラインでの研修を実施、さらに8月には、日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定の下で、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で同社製警戒管制レーダー（4基）を納入する契約が成立するなど、各国の海洋安保能力構築に向けた進展があった。

令和3年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。

- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、4件の無償資金協力、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び4件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、国際空港の整備等のインフラ分野における支援や若手行政官等の日本への留学受入れによる人材育成等を通じた国づくり支援のほか、子供への栄養支援等、住民の生活の質向上に資する支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、マラウィ市内中央道路整備事業等を通じて、バンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援するとともに、4月からのバンサモロ暫定自治政府への政策アドバイザー2名の派遣及び令和4年3月からの独立退役・武装解除機関（IDB）への要員の派遣を開始した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第14回バリ民主主義フォーラムには、金杉駐インドネシア大使が出席し、「人類のための民主主義：パンデミック禍の経済及び社会正義の増進」をテーマに各国の代表らとともに出席し、民主主義の課題等について意見交換した。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。上記に加え、フィリピンとの間では、スールー海域への沿岸監視レーダー設置が進められたほか、令和3年度中の本邦における97メートル級巡視船2隻の建造及び進水式に続き、同船操縦要員の訓練が実施されるなど、海上法執行能力構築に向けた進展があった。また、10月に第4回日・フィリピン海洋協議を開催し、東シナ海・南シナ海・スールー海を含む両国周辺海域に関する情勢認識の共有や海洋安全保障に向けた二国間協力・交流等について意見交換した。

令和4年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、令和7年の自治政府設立に向けて、武装解除の促進支援、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

安全保障協力の枠組みとして、平和構築支援や安定した社会の制度設計での分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東ティモールへの無償資金協力等を始めとした国づくり支援や、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和構築支援の成功例であり、継続が重要である。

測定指標 6－4 要人の往来数(日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
－		往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、

		観点から適切な水準		力関係強化等の観点から適切な水準		各国との協力関係強化等の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 二国間関係強化や地域情勢等について高いレベルで意思疎通を図る必要があるため、上記のとおり目標を設定した。						

測定指標 6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進						
日本語研修終了時における日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	90%	新型コロナの影響で日本語研修が延期され、令和3年6月終了予定となったため、数値なし。	90%	27.7%（新型コロナの影響で授業形式や教材等に大幅な変更があり、各家庭のインターネット接続状況も異なったため、従来とは異なる環境下での研修であった点を考慮する必要がある。）	90%
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 日本語研修終了時に日本語能力検定試験N3程度に一定割合の候補者が達しているかが、日本語研修の成果指標となるため。また、十分な日本語能力がEPA看護師・介護福祉士候補者に備わり、受入施設での訓練が順調に進むことは、外国人材受入促進の観点からも有益。 （注）N3：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル 平成29年度、平成30年度、令和元年度の実績が、それぞれ91.3%、89.0%、93.4%であるため、右実績を確保すべく90%を目標とした。						

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 東南アジア島嶼国との友好関係の強化 （平成18年度）	1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの一層の関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				6-1
	2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済関係緊密化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				6-2

	3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。				6-3
	15 (11)	22 (13)	22 (15)	20	
②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業 (平成 24 年度)	EPAに基づいて訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に6か月間の訪日後研修を行い、関係省庁間の連携強化や制度面での改善を行いつつ、インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図る。 こうした取組による日本語能力の向上、及び国家試験合格率の向上は、インドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。				6-2 6-5
	381 (380)	10 (0)	693 (651)	161	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
- 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
- ・日印ヴィジョン 2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）
- ・第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
六 外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）
- ・第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・日印首脳共同声明（令和 4 年 3 月 19 日）

測定指標 7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

中期目標（--年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和 2 年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させる。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども進めることにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 1,945 人（令和元年 6 月末現在））など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を従前以上に活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの影響がある中、4 月、9 月（10 日及び 25 日）及び令和 3 年 3 月に首脳電話会談を行い、各会談を通じて、日印間の「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるため引き続き連携していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために協力していくことについて意見交換を実施した。また、10 月、菅総理大臣は、訪日したジャイシャンカル印外相、ペイン豪州外相及びポンペオ米国务長官による表敬を受け、地域の平和と安定のために一層連携していくことを確認した。
- 2 5 月に外相電話会談を実施したほか、10 月には、第 2 回日米豪印外相会合出席のため訪日中のジャイシャンカル外相との間で第 13 回日印外相間戦略対話を開催し、新型コロナ対策を含むインドの保健・医療体制の強化に資する日本からの支援や、インドが進めている「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含む「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力について意見交換を行った。その他、事務レベルでは、11 月に第 10 回日印科学技術協力合同委員会、令和 3 年 2 月に日印軍縮・不拡散協議をそれぞれオンライン会議方式で実施した。安全保障分野では、9 月に日・インド物品役務相互提供協定（ACSA）への署名を行った。また日米豪印の枠組みについては、10 月の第 2 回外相会合、令和 3 年 2 月の外相電話会談のほか、局長級協議を 9 月及び 12 月にオンライン会議方式で開

催した。加えて、11月にはこれら4か国による共同訓練「マラバール2020」が実施され、連携・結束が示された。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第11回合同委員会（オンライン会議）を開催し、プロジェクトの進捗を確認した上で、今後の入札プロセスを始め、同プロジェクトを着実に進めていくことを確認した。令和3年3月末には、北東州道路網連結性改善計画（フェーズ5）に対する円借款供与に係る交換公文の署名を行い、地域連結性強化にも継続的に取り組んだ。令和3年1月には、日・インド包括的経済連携協定に基づき設置された第6回合同委員会（オンライン会議）を開催し、インドに進出している日系企業の懸案事項などを踏まえ、同協定の運用・実施等について協議し、日印経済関係の強化に努めた。なお、インドにおける日系企業数は、新型コロナウイルスの影響もあり、前年比1社の増加となった（令和2年10月時点で1,455社）。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、ビザ手続きの簡素化について進展はなかった。また、国際的な人の往来が制限されたことで文化・人的交流分野での協力はオンラインを中心に実施となった（令和3年2月、JENESYS2020のオンラインイベントを開催）。訪日者数については前年比85%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,694人（前年度：1,945人）に減少した（令和2年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、ポスト・コロナを見据えた将来のインドからの特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めるべく、令和3年1月、特定技能制度に関する協力覚書に署名が行われた。

令和3年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、ヘルスケアなどの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナ感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,694人（令和2年6月末現在））、観光促進など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き新型コロナウイルスによる様々な制約がある中、4月、10月に首脳電話会談、そして9月、令和4年3月に対面での首脳会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携していくことを確認した。令和4年3月、岸田総理大臣就任後初の二国間訪問として実現したインド訪問では、首脳会談において国交樹立70周年を迎える二国間の協力、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米豪印の連携、ウクライナ情勢を含む地域情勢やグローバルな課題等について幅広く議論した。会談後に両首脳は、安保・防衛協力、地域・国際情勢、経済、デジタル、人的交流等の内容を含む日印首脳共同声明に署名した。さらに両首脳は、サイバーセキュリティ分野における協力覚書等6件の文書に係る署名・交換に立ち会った。
- 2 5月に茂木外務大臣とジャイシャンカル外相との間で日印外相会談をオンラインで実施し、林外務大臣就任後は、11月、令和4年1月に外相電話会談、2月に対面での外相会談を実施した。林大臣就任後初の対面での日印外相会談では、日印外務・防衛閣僚会合の実施を通じて安全保障面での協力を進めていくことを確認するとともに、サイバー、宇宙、海洋、軍縮・不拡散、安保理等の分野で重層的に対話や協議を重ね、協力を深めていくことで一致した。デジタル、気候変動対策、ヘルスケア等といった経済面での協力や、Beyond 5Gや海底ケーブル、サプライチェーン強靱化等、経済安全保障における協力も進めていくとともに、インド北東部での協力や日印の旗艦プロジェクトである高速鉄道事業を着実に進展させていくことを改めて確認した。また、令和4（2022）年日印国交樹立70周年の様々な機会も活用しつつ、インドの優秀なIT人材や特定技能人材の活用を含め、人的・文化交流も進めていくことで一致した。加えて事務レベルでは、9月の第6回日・インド海洋に関する対話、11月の第2回日印宇宙対話が開催される等、重層的に協議が行われた。また、日

米豪印の枠組みについては、令和4年2月の第4回外相会合のほか、局長級協議を8月にオンライン会議方式で開催した。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第13回合同委員会がオンラインで開催され、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の電気システム分野の業務を専門的知見から支援する「日本高速鉄道電気エンジニアリング株式会社」の設立を歓迎するとともに、同事業の進捗を確認し、引き続きこれを着実に進めていくことを確認した。ヘルスケア分野では、インドにおける新型コロナウイルス感染の急拡大に対する緊急援助として、人工呼吸器1,800台、酸素濃縮器2,800台が供与された。また、デジタル分野では総務省と印デジタル通信委員会の間で行われた5Gワークショップ等が実施された。4月以降のデルタ株の感染拡大に際しては、日本商工会が立ち上げたPCR検査事業を大使館が支援する等、進出日本企業を含め、在留邦人への支援を実施した。
- 4 引き続き、新型コロナウイルスの影響を受け、人的交流は限定的であったが、オンラインでの交流等可能なリソースを活用し人的交流の活性化を図った（令和4年2月～3月、JENESYSのオンラインプログラムを開催し、計140人の参加者に対して日本文化等を紹介する講義を実施した。）。また、7月にヴァラナシ国際協力コンベンションセンターの立ち上げ式が実施されたほか、同月には第1回日印フォーラム、令和4年2月には日印国交樹立70周年記念セミナーが開催された。訪日者数については前年比67%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,302人（前年度：1,694人）に減少した（令和3年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、特定技能の分野では、令和4年1月からインド国内で日本語試験及び技能試験が開始された。

令和4年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野における日印間の各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、二国間の協力関係に加え、日米豪印を始めとする両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、グリーン、ヘルスケア、5G、経済安全保障などの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナウイルス感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加、観光促進、インドのIT人材や特定技能制度に基づく人材交流など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年、政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、日本の安全保障上、及び日本経済の活性化にとって重要であり、特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする上記の様々な実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

上記の目標の達成は、自由や民主主義、法の支配といった基本的な価値と戦略的利益を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で、重要である。

- ・日印首脳共同声明（令和4年3月19日）
- ・日印ビジョンステートメント（平成30年10月29日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く) *

中期目標（一年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

令和2年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。スリランカについては、特に、新政権との関係構築のために、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流を推進していく。モルディブとの間では、引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き継続していく。
- 2 事務レベルでの協議を通じて二国間関係の強化・促進を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力、課題解決を進め、関係を強化する。バングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係を深化させるとともに、ラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。ネパールとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」への理解及び経済協力案件課題への対処のため、事務的レベルの協議や二国間のハイレベルによる会談を通じ、ネパール側の理解促進に取り組む。
- 3 各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。パキスタンとの間では、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、人的交流が一時的に停滞しているが、同国との友好関係の更なる発展のため、感染拡大が収束次第、要人往来の実現を含め、両国間の対話・人的交流を活発化させる。バングラデシュとの関係では、令和3（2021）年バングラデシュ独立50周年や令和4（2022）年外交関係樹立50周年に向けて、令和2年度中も両国間の対話・人的交流を推進していく。伝統的な親日国であるブータンとの間では、皇室・王室間の交流に象徴される友好関係を継続的な要人往来を通じ一層進展させていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、首脳間の電話会議、事務レベルのオンライン協議等を通じ、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。
バングラデシュとの間で8月に首脳電話会談、パキスタンとの間で5月に外相電話会談、4月にモルディブとの間で若宮外務副大臣とシャーヒド外相の電話会談をそれぞれ実施し、コロナ禍の中でも二国関係を維持・強化することを確認した。スリランカとの関係では、令和3年2月に第2回日スリランカ外務省高級事務レベル政策対話をオンラインで実施し、「自由で開かれたインド太平洋」実現のためのパートナーとして連携していくことを確認した。
- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を活発に実施した。スリランカとの間では、10月に第4回日スリランカ海洋対話をオンラインで実施し、インド太平洋における情勢認識について率直な意見交換を行い、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けて、二国間及び多国間協力を推進することで一致した。また、スリランカとネパールとの間では、11月に特定技能の適正な運用のための事務レベルのオンライン協議を実施した。さらに、モルディブとの間でも、令和3年3月に第3回日モルディブ政策対話をオンラインで実施し、ポスト・コロナを見据えた二国間協力関係の更なる強化に向けて協議を行った。パキスタンとの間では、令和3年3月にハイレベル経済協議をオンラインで実施し、コロナ禍においても二国間の経済関係が維持されるよう尽力した。また、バングラデシュとの協力の観点から、10月には米国、EU、英国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）共催による、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュへの避難民対応のための持続的支援ドナー会合に國場外務大臣政務官が出席し、日本の立場を説明した。
- 3 バングラデシュとの間では、令和3年2月に第3回外務次官級協議をオンライン形式で実現し、令和4年の日バングラデシュ外交関係樹立50周年に向けて、二国間関係を一層深化させることを確認した。ブータンとの間では、保健分野に関する事務レベルでのオンライン協議等を通じ、コロナ禍でも伝統的二国間関係が維持・強化されるよう取り組んだ。

令和3年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させるとともに、ミャンマー情勢を見つつ、引き続きラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。また、スリランカについては、新政権の方針や新型コロナの影響を踏まえ、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4（2022）年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関

係樹立 50 周年、日パキスタン外交関係樹立 70 周年、日スリランカ外交関係樹立 70 周年等) に向け、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラムなど（オンラインを含む）を通じ、効果的な行事の実施を検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き新型コロナウイルスによる様々な制約がある中、各国ハイレベルとの電話会議、国際会議などの場や往来の機会を利用し、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。

バングラデシュとの間では、6 月に茂木外務大臣とモメン外相との間で外相電話会談を実施し、茂木外務大臣から、バングラデシュ独立 50 周年に祝意を伝達しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力し、日・バングラデシュ包括的パートナーシップを発展させていきたい旨述べた。パキスタンとの間では 9 月の国連総会の機会に茂木外務大臣がクレシー外相との間で外相会談を実施し、またモルディブとの関係では、6 月に外相電話会談を行ったほか、8 月にアブドッラ・シャーヒド・モルディブ外相が第 76 回国連総会議長として訪日し、茂木外務大臣と会談した。スリランカとの間では、7 月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）との会談をテレビ会議形式で開催した。

- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を実施し、また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進めた。また、各国に対し、COVAX 経由でのワクチン供与など、新型コロナウイルス対策に資する支援を実施した。

パキスタンとの間では、6 月に安全保障対話をオンラインで実施し、両国の外交・安全保障政策やテロ対策等について意見交換を行った。

ネパールとの関係では、12 月、本田外務大臣政務官が首都カトマンズにおいて開催された「復興国際会議 2021」にビデオメッセージを寄せ、日本の自然災害に関する経験と教訓に基づいてネパール復興に貢献してきたことを説明した。また、ネパールに対する新型コロナウイルス感染症対策支援では、COVAX を通じて日本製アストラゼネカ・ワクチン約 160 万回の供与、コールド・チェーン整備、人材育成支援、保健・医療体制強化のため医療機材供与等の無償資金協力による支援、国際機関等を通じた医療機材や防護服等の物資供与を行った。

バングラデシュとの間では、バシヤンチャール島を含むミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援を行うとともに、新型コロナ対応支援のための 400 億円の緊急支援借款を供与したほか、令和 3 年末までに COVAX ファシリティ経由で約 455 万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与した。

スリランカとの関係では、既存の地デジ案件の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、新型コロナ対応の支援として、日本はスリランカの要請を受け、令和 3 年末までに COVAX ファシリティ経由で約 146 万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールド・チェーン整備や人材育成支援を行った。

モルディブとの関係では、同国内の新型コロナ感染拡大を受け、日本は令和 3 年末までに COVAX ファシリティ経由で約 11 万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールド・チェーン整備や人材育成支援を行った。

ブータンに対しては、7 月に可搬型超音波画像診断装置 11 台、10 月に太陽光発電設備、令和 4 年 1 月に計 12 台の SUV 小型救急車及び車内搭載機器をブータン国内の病院に供与した。

- 3 令和 4 年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関係樹立 50 周年、日パキスタン外交関係樹立 70 周年、日スリランカ外交関係樹立 70 周年等）に向け、対話・人的交流を推進した。

バングラデシュとの間では、令和 4 年 2 月に開催された「日・バングラデシュ外交関係樹立 50 周年記念式典」において、岸田総理大臣からの祝賀ビデオメッセージを発出した。スリランカとの間では、令和 4 年 1 月 1 日、スリランカの主要紙に林外務大臣とピーリス・スリランカ外相がそろって特集記事を寄稿し、記念すべき 70 周年の幕開けを両国が共に祝った。パキスタンとの間では、9 月の外相会談の際に、茂木外務大臣とクレシー外相との間で、令和 4 年の日・パキスタン外交関係樹立 70 周年の機会に、二国間関係を一層発展させていくことを確認した。

また、日本・南西アジア交流年を通じて南西アジア諸国全体との交流を促進するために、本田外務大臣政務官が南西アジア各国在京大使等を招いて、令和 4 年 1 月に日本・南西アジア交流年キックオフイベント「書き初め会」を開催し、SNS を通じて積極的な広報を行った結果、イベントの様子を記録した動画が 6,000 回以上再生された。また、令和 4 年 3 月に「日本・南アジア関係：より包摂的で持続可能な未来に向けて」というテーマの下、南西アジア諸国の有識者を招いてウェビナーを実施し、国内外から 190 名の参加を得た。

令和4年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させる。また、スリランカについては、同国の経済・財務状況も注視しながら、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4年の「日本・南西アジア交流年」（日バングラデシュ外交関係樹立50周年、日パキスタン外交関係樹立70周年、日スリランカ外交関係樹立70周年等）において、新型コロナウイルス感染症の状況と水際対策を見極めながら、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラム（オンラインを含む）などを通じ、効果的な行事を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南西アジア地域は先進国と比較して行政機関の体制が十分に整備されていない国が少なくなく、域内各国との関係強化の契機として要人往来は極めて重要である。同時に、近年各国との協力関係は多面化しており、要人往来以外の協議、交流も重要となっている。このため、これらの実績を測ることは、施策の進捗状況を把握する上で有益である。

継続的な要人往来は、安定した二国間関係維持・強化のために必要な要素であるが、政治情勢などにより短期的に要人往来数が減少することは避けられないことから、政治情勢に左右されにくい事務レベルでの協議体を通じた二国間関係強化及び人的交流部門での協力強化が、実際の施策の進捗を測るのに有益であり、重要である。

測定指標7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（--年度）

南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和2年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - （1）航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - （2）港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - （3）海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。一方、ODA スキームだけでは、スリランカ政府の様々な要望に応えることは困難であるので、官民連携（PPP）等の ODA 以外のオプションについて積極的に検討していく。
- 2 南アジア地域連合（SAARC）及び環インド洋連合（IORA）といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 （1）新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来の実施には制約があったが、ハイレベルの電話会談（8月の日バングラデシュ首脳電話会談、4月の若宮外務副大臣とシャーヒド・モルディブ外相との電話会談等）、事務レベルでのオンライン協議（10月の第4回スリランカ海洋対

話、令和3年3月の第3回日モルディブ政策対話等)、また既存の経済協力案件の着実な実施により、「自由で開かれたインド太平洋」のパートナー国との協力を強化した。

- (2) バングラデシュとの関係では、首脳電話会談(8月)や外務次官級協議(令和3年2月)において、経済インフラの開発、投資環境の改善、連結性の向上を柱とするベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想の下で南部チッタゴン開発に引き続き協力していくことを確認し、日本企業進出の促進のため、投資環境改善を要請した。

スリランカとの関係では、違法薬物対策のための機材供与や国連世界食糧計画(WFP)を通じた食糧支援などを通じて同国の経済社会発展に貢献した。

ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、道路トンネル等のインフラ整備支援の実施は停滞したものの、学校セクター開発支援等の能力構築支援を通じネパール経済発展に寄与した。

パキスタンとの関係では、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、廃棄物管理機材の供与を含む廃棄物管理能力の向上、生活環境改善にかかる支援等の無償資金協力を行った。

モルディブとの関係では、モルディブの若手行政官等を対象とした人材育成支援などを通じ、同国の経済社会開発に資する協力を行った。

さらに、新型コロナ感染対策として、パキスタン、スリランカ、ネパール、モルディブ及びブータンに対し、保健・医療関連機材の供与や国際機関を通じた支援を行い、平和と安定、経済発展の基礎となる各国の保健医療体制の強化に貢献した。

- (3) モルディブとの関係では、テロ対策や海上保安能力強化のための機材供与、国連薬物犯罪事務所(UNODC)と連携した海事法執行機関に対する能力強化支援を行った。

パキスタンとの関係では、新たな気象レーダーシステムの導入、学校の耐震化、洪水対策、防災教育等、防災分野における支援を行った。

- 2 SAARC に対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS2020」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用し SAARC 加盟 8 か国の 95 名を対象に「環境」をテーマとしたウェビナーを実施した。同ウェビナーでは、日本における環境政策への理解を深めるとともに、環境問題を通じた日本と SAARC 諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。

IORA との関係では、オンラインで開催された第 20 回閣僚会合にて鷲尾外務副大臣が IORA に対する日本の取組をビデオメッセージを通じて紹介した。また、オンラインで開催された「IORA DAY 2021 Virtual Celebrations」に茂木外務大臣からビデオメッセージを寄せ、IORA DAY を祝福した。両方の機会において「自由で開かれたインド太平洋」構想を IORA 参加国に向けて発信し、その浸透を図ることができた。

令和3年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
- (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
- (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
- (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、ODAを含む様々な支援・協力を実施していく。
- 2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) スリランカとの間では、7月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領(国防相を兼務)との会談をテレビ会議形式で開催し、自由で開かれたインド太平洋の維持・強化に向け、防衛協力・交流を引き続き強力に推進していくことで一致した。
- モルディブとの関係では、8月のシャーヒド外務大臣の第76回国連総会議長としての訪日の際

に、菅前総理大臣への表敬及び茂木外務大臣との会談を通じて基本的価値の共有を確認し、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向けて引き続き協力していくことで一致した。

(2) バングラデシュとの関係では、11月に都市高速鉄道(MRT)1号線、令和4年3月にMRT6号線を建設支援するための交換公文の署名が行われるなど、BIG-B構想の下で連結性強化に資する支援を行った。

ネパールとの関係では、経済成長・強靱化政策借款や上水道改善計画の交換公文の署名が行われたほか、4月にはパタン・セカンダリースクール復興工事完了式典が開催された。また、医療機材整備や人材育成に関する計画の交換公文の署名も行われた。

(3) パキスタンとの関係では、国境管理のための施設改善及び機材供与、国境管理官の能力強化のための研修等を行った。また、日本による支援の重点分野である人間の安全保障の確保と社会基盤の改善のため、同国におけるポリオ撲滅に向けた支援や、母子を対象とした保健・医療サービスの体制強化及び質の向上にかかる支援等の無償資金協力を行った。

スリランカとの間では、海上自衛隊の掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」がトリンコマリに寄港し、親善交流などを実施した(令和4年1月)。このほか、令和3年に自衛艦は3回同港に寄港している。

2 SAARCに対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用しSAARC加盟国の約100人の青少年を対象にオンラインプログラムを令和4年3月に実施した。オンラインプログラムでは、ウェビナー等を通じ日本の政策等への理解を深めるとともに、日本とSAARC諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。IORAに関しては、11月に開催された第21回閣僚会合において本田外務大臣政務官がビデオメッセージを通じて「自由で開かれたインド太平洋」の重要性を広く発信し、日本の政策への理解促進を図ることができた。

令和4年度目標

1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。

(1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着を進める。各国との間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。

(2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。

(3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、同国の経済状況を注視しながら必要な支援・協力を検討していく。

2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARCに対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解を促進し、信頼関係を促進する。IORAに対しては対話パートナー国としての貢献を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国からの支援は、災害への人道・復旧支援や開発及び民主化支援等の分野に限られたものではなく、近年は、より広範な分野における能力構築支援や、災害に強く長期的な経済効率性を備えた質の高いインフラの整備を通じ、総合的な支援を行っていくことが求められている。また、南西アジア地域はアジアとアフリカをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋」の実現における重要な結節点に当たり、より広域における地域協力枠組みとの連携を推進していく必要性が高まっている。これらの取組の実績を測ることは施策の進捗状況を測る上で有益である。

測定指標7-4 要人往来数

外交青書資料編に揃える。 日本側は皇室、総理大	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。	—	往來数のほか、往來の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	1	往來数のほか、往來の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	2	往來数のほか、往來の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
要人往來は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 要人往來数は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、可能な限り高い水準を維持することが必要であり、年度目標を上記のとおりとした。						

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）			
（出典：財務省貿易統計）	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	23,851	20,503	29,976

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	事業番号
①南西アジア諸国との友好関係の強化 （＊）	1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的な二国間関係を構築するのみならず、経済関係の強化、人的交流の更なる活性化を進める。 同施策を進めることは、多様な分野での日印関係の強化に寄与し、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの更なる拡大・深化につながる。				7-1 7-4
	2 要人往來や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く） 南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。また、文化交流を通じ、民間レベルでの交流促進を側面支援する。 政府レベルのみならず、民間レベルでの交流は、親日家を増やすという観点からも、長期的な関係を構築し、これら諸国との対話・交流の継続・促進に寄与する。				7-2 7-4
	3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。 また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。 これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。				7-3
	37 (38)	38 (4)	38 (5)	53	

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)
IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
(1) 及び (6)
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 8－1 豪州及び NZ との関係強化 *

中期目標（一年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

令和 2 年度目標

1 日豪関係

- (1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
- (2) 日豪 2 + 2 等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
- (3) 共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。
- (4) 発効後、5 年を経過した日豪 EPA に関し、合同委員会の開催等を通じ、積極的運用を図る。また、日豪交流促進会議の開催等を通じて、日豪間の経済的及び地方間の交流促進を進める。
- (5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
- (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

- (1) 日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の維持・強化を目指す。9 月の総選挙実施後に政権が替わる場合は、首脳・外相レベルで国際会議の機会等を利用して関係構築を図る。
- (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

- (1) 7、9、11 月及び令和 3 年 2 月に日豪首脳会談（電話会談形式を含む）、4、6、10 月及び令和 3 年 2 月に日豪外相会談（電話会談形式を含む）を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、11 月の首脳会談では、会談終了後に夕食会を実施したほか、共同記者発表において、安全保障・防衛協力や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう日豪首脳共同声明に署名した。9 月の首脳電話会談は菅総理大臣初の外国首脳との電話会談となり、また、11 月の日豪首脳会談は菅政権初の外国首脳受入れとなった。
- (2) 豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（9 月、10 月及び令和 3 年 2 月）、海上自衛隊と豪海軍の南シナ海での共同訓練の実施（9 月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した（令和 2 年度は、豪州との調整がつかず、さらに新型コロナにより往来が困難であったため、日豪 2 + 2 は実施せず）。10 月、自衛隊法第 95 条の 2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に係る自衛官による豪州軍の武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始した。
- (3) 11 月の日豪首脳会談において、画期的な二国間協定である日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎し、早期署名に向けて残りの必要な作業を加速させることを確認した。
- (4) 日豪 EPA の着実な運用により、両国間の貿易取引額は拡大してきたが、令和 2 年度は新型コロナの影響等により減少した（令和元（2019）年 6.5 兆円→令和 2（2020）年 5.1 兆円（財務省貿易

統計))。日豪交流促進会議は、新型コロナの影響等で開催できなかったものの、経済分野では、日本農産品の豪州への輸出や水素輸出等について日豪褐炭水素サプライチェーン・プロジェクト等の具体的な協力が進展した。

(5) 10月の日豪外相電話会談にて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の方向性を議論する等、様々な機会やレベルで太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。

(6) 10月に東京にて日米豪印外相会合、令和3年2月に日米豪印外相電話会談を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、10月にベトナムで開催されたインド太平洋ビジネスフォーラムにおいて、日米豪外相によるビデオメッセージにて、日米豪3か国が協力するパラオ光海底ケーブルプロジェクトが「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」の下で実施される最初のプロジェクトになることが発表された。

2 日 NZ 関係

(1) 11月、菅総理大臣は、10月の総選挙で再任したアーダーン首相と首脳電話会談を実施し、両国がインド太平洋地域において共通の価値に立脚した重要な「戦略的協力パートナー」であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、WTO改革、TPP11協定やRCEPなどを通じた自由で公正な経済秩序の拡大、安全保障といった分野での協力を促進していくことを確認した。

外相間では、茂木外務大臣は、ピーターズ外相と外相電話会談を3回(4月、6月及び9月)実施し、新型コロナウイルス感染症への対応などについて意見交換を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」の下で地域情勢も含め引き続き連携していくことで一致した。さらに、11月に就任したマフタ外相と12月に外相電話会談を行い、両国関係の強化と太平洋島嶼国地域での協力強化、新型コロナウイルス感染症対策など様々な分野での協力を引き続き推進していくことを確認した。

11月には日NZ高級事務レベル経済協議(次官級)をテレビ会議形式にて開催し、二国間経済・貿易関係のほか、NZが議長を務める令和3年のAPECを始めとする地域経済協力、世界貿易体制等についての議論を行い、双方の協力を確認した。また同月、令和元年9月のアーダーン首相の訪日時に関国の首脳共同声明で開始につき一致した日NZ情報保護協定に関する予備協議を電話会議にて実施した。

(2) 12月に第4回日NZ太平洋協議を実施し、太平洋島嶼国地域における情勢に関する意見交換や、同地域での両国の協力の可能性についての具体的な議論を行った(平成27年以来開催していなかった協議を平成31年4月の再開に続けて実施)。

令和3年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

(2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

(3) 日豪円滑化協定について、可能な限り早い機会に署名するために必要な残りの課題につき両国で取り組む。

(4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。また、豪州の戦略的重要性の飛躍的増大についての日本国内の認識を更に高める。

(5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM 9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

(6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

(1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日NZ間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の維持・強化を目指す。

(2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM 9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

(1) 6、9(2回)、10、11月及び令和4年1月に日豪首脳会談(テレビ会談形式を含む)、5、6、9、10、11、12月及び令和4年2月に日豪外相会談(電話及びテレビ会談形式を含む)を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共

に取り組んでいくことを確認した。特に、令和4年1月の首脳テレビ会談では、「特別な戦略的パートナーシップ」の下、安全保障・防衛協力を始め、地域情勢、経済面も含めた幅広い分野について、高い水準の共通認識を確認しつつ、日豪の連携を更に強化していく決意を記す、日豪首脳共同声明を発出した。

(2) 6月に第9回日豪2+2テレビ会議方式で開催した。同協議では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、基本的価値と戦略的利益を共有する「特別な戦略的パートナー」である日豪間の協力を深化させることで一致した。また、地域の安全保障上の課題を踏まえた戦略認識を共有するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、インド太平洋地域及びそれを超えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献すべく、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることの重要性を確認した。また、豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（5月、8月、10月及び令和4年2月）、自衛隊法第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に基づく自衛隊による豪州軍の武器等の警護任務の初実施（11月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した。

(3) 令和4年1月の首脳テレビ会談の際に、両首脳による日豪円滑化協定への署名を実現した。これは日本にとって初となる円滑化協定であり、両首脳により、画期的な成果であることが確認された。署名式に際し、両首脳は、両国の安全保障・防衛協力を新たな段階に引き上げる協定の署名を歓迎しつつ、日豪関係の更なる発展への期待を表明した。

(4) 経済分野では、経済分野における協力などの具体的なプロジェクトを始め、官民一体で日豪経済関係の進展に取り組んだ。令和4年1月の首脳会談では、両首脳は、西シドニーにおける新都市圏の開発など、官民一体で日豪経済関係を発展させていくことを確認した。さらに、気候変動などのグローバルな課題で協力を深めることを確認し、その中で、アジアのエネルギー・トランジションを加速させ、水素事業での協力等、脱炭素化の協力を推進していくことで一致した。また、累次の首脳会談・外相会談の成果の公表等を通じ、豪州の戦略的重要性についての日本国内の認識の向上に取り組んだ。

(5) 令和4年2月の日豪外相会談において、両大臣が火山噴火及び津波被害を受けたトンガの中長期的な復興に向けた支援において日豪両国が連携していくことを確認する等、様々な機会やレベルでの、太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。また、令和4年3月に実施した第四回日豪太平洋政策対話では、太平洋島嶼国地域情勢及び同地域における日豪協力の方向性に関して意見交換を行い、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症、気候変動、自然災害等の諸課題に直面する太平洋島嶼国地域の持続的な発展のために両国の連携を一層強化していくことで一致した。

(6) 9月にワシントンDCにて日米豪印首脳会合、令和4年2月にメルボルンにて日米豪印外相会合を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、新型コロナ対策、気候変動、質の高いインフラ、サイバーセキュリティ、テロ対策、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、12月に日米豪インフラ協力等に関する協議を行い、日米豪3か国は、インド太平洋地域がこれらの分野で直面する課題についての認識を共有しつつ、3か国による具体的な協力の実施について、今後も緊密に連携していくことで一致した。

2 日 NZ 関係

(1) 令和4年2月、林外務大臣は、マフタ外相とテレビ会談を実施し、林大臣から両国の「戦略的協力パートナーシップ」を更に強固にする取組を進めていきたい旨述べるとともに、両大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、関係国とも連携しつつ、具体的な取組を進めていくことの重要性を確認した。

令和3年9月には、日 NZ 政務協議をテレビ会議形式にて開催し、新型コロナウイルス対応における連携や安全保障協力の強化を始めとする二国間関係のほか、インド太平洋地域を中心とする両国の国際的な協力について幅広い議論を行い、双方は、今後とも自由で開かれたインド太平洋のために、一層緊密に協力していくことを確認した。

(2) 9月の日 NZ 政務協議において、太平洋島嶼国地域における協力は日 NZ 間の協力の重要な柱の1つであることを確認した。また、令和4年2月の日 NZ 外相会談において、両大臣は、火山噴火及び津波被害を受けたトンガの中長期的な復興に向けた支援をはじめ、太平洋島嶼国との協力における連携深化の重要性を確認した。

令和4年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パ

ートナーシップ」の一層の深化を目指す。

- (2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
- (3) 日豪円滑化協定について、早期発効に向けて両国の国内手続を進めていく。
- (4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。
- (5) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
- (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

- (1) 外交関係樹立70周年となる令和4年、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日NZ間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の強化を目指す。
- (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「特別な戦略的パートナーシップ」の下、協力関係を深化させている豪州、及び、「戦略的協力パートナーシップ」の関係にあるNZとの更なる関係強化は、日本の安全保障及び経済にとって重要である。両国は、大洋州地域の大国・先進国であり、地域機関の太平洋諸島フォーラム（PIF）においても中心的な役割を果たしている。両国との関係強化に係る様々な取組の実績を測ることは、大洋州地域諸国との友好関係強化に向けた施策の進捗を把握する上で必要である。

上記の目標の達成は、アジア太平洋地域の戦略環境が厳しさを増す中、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や、安全保障・防衛、経済分野での協力を強化する上で特に重要である。

測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

中期目標（--年度）

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 太平洋・島サミット（PALM）関連会合の開催等を通じ、第8回太平洋・島サミット（PALM8）の主な成果の実施状況を評価するとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けた議論を進めていく。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9に向けた議論

- (1) 10月、PALM中間閣僚会合（テレビ会議形式）を開催し、茂木外務大臣がコフェ・ツバル法務・通信・外相と共に共同議長を務め、茂木外務大臣から、PALM8で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF加盟国等との間で、PALM9に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。
- (2) PALM9に向けた有識者会合を11月から12月に全4回開催した。第1回はPALM9に向けた基本方針、気候変動、環境及び防災、第2回は海洋及び漁業分野における協力、第3回は貿易投資・観光・インフラ分野における協力、第4回は社会開発（保健・教育・人材育成・人的交流）分野における協力について、有識者委員により活発な議論が行われた。
- (3) 7月及び11月、木原内閣総理大臣補佐官及び和泉内閣総理大臣補佐官の下で、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM9に向けて、対太平洋島嶼国政策の強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が引き続き連携しつつオールジャパンで取組を進めていくため、更に議論を行っていくことを確認した。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、日本と太平洋島嶼国の双方が水際対策措置を講じたため、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減した。
- (2) 4月、茂木外務大臣が、セルイラトゥ・フィジー共和国防衛・国家安全保障・外相と電話外相会談を実施し、邦人帰国に向けた働きかけを行うとともに新型コロナウイルス感染症対策等につい

て意見交換を行った。

- (3) 7月、中山外務大臣政務官はマタイトンガ駐日フィジー共和国大使、マツタロウ駐日パラオ共和国大使及びマンギシ駐日トンガ王国大使と懇談し、新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行うとともに、PALM 中間閣僚会合や PALM 9 へ向けて協力していくことで一致した。
- (4) 8月、茂木外務大臣は、パプアニューギニアを訪問し、マラペ首相を表敬訪問し、同首相との間で、二国間関係、新型コロナウイルス対策、経済関係、遺骨収集、国際社会における協力等、幅広い分野における議論を行うとともに、PALM 9 に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また両者は、北朝鮮を含む地域情勢について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認するとともに、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求め、マラペ首相から支持を得た。
- (5) 10月、在フィジー大使館主催の日・フィジー外交関係樹立 50 周年に係る広報文化イベントが実施され、中西外務大臣政務官が祝辞（ビデオメッセージ）を発出し、同イベントで放映された。
- (6) 12月、中西外務大臣政務官が、ミクロネシア、フィジー、マーシャル、パラオ、サモア及びトンガの駐日大使との昼食会を開催し、日・太平洋島諸国関係等、様々な共通の関心事項について意見交換を行ったほか、PALM 9 へ向けて協力していくことで一致した。

令和3年度目標

- 1 令和3年に開催予定の PALM 9 において、参加各国との首脳レベルの対話の機会を確保し、同対話を通じて太平洋島嶼国との友好協力関係を一層強化する。また、PALM 9 の成果等のフォローアップを然るべく行う。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM 9 の開催とフォローアップ

- (1) 6月、木原総理大臣補佐官及び和泉総理大臣補佐官の下、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」の第7回会合が開催され、対太平洋島嶼国政策強化の具体策について議論が行われるとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM 9）の開催に向け、関係省庁が連携しオールジャパンで取組を進めていくために、更なる議論を行っていくことが確認された。
- (2) 7月、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相の共同議長の下、テレビ会議方式で PALM 9 が開催され、日本、14 島嶼国、オーストラリア、NZ に加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む 19 か国・地域的首脳等の参加のもと、今後3年間の重点分野として、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の5つの重点分野を中心に議論を行った。議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット（PALM 9）首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシート—PALM 8 以降の日本の支援」を採択した。
- (3) 令和4年2月、PALM 9 のフォローアップとして、将来指導的立場につくことが期待される 11 名の若手行政官を太平洋島嶼国から招待し、オンラインで日本と太平洋島嶼国の関係について説明及び意見交換を行い、相互理解を深めた。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減するも、オンライン等を活用し、太平洋島嶼国との対話の機会を確保した。
- (2) 6月及び7月、PALM 9 の開催に際して、13 島嶼国の首脳などと二国間首脳テレビ会談を行った。菅総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて引き続き連携していきたい旨述べるとともに、新型コロナ対策やインフラ整備、防災対応能力の向上などに関する各国への支援を引き続き行う考えを表明した。これに対し、各国からは、これまでの日本の支援も含め謝意が表明され、様々な分野で協力を進めていくことが確認された。
- (3) 9月、中西哲外務大臣政務官が、マツタロウ駐日パラオ共和国大使と懇談を行い、これまでの日・パラオ関係の発展への尽力に対して、お互いに謝意を表明した。
- (4) 令和4年1月、三宅外務大臣政務官は、アバル駐日パプアニューギニア独立国大使と懇談を行い、パプアニューギニアの社会経済の発展に向けた支援の在り方や、日本・パプアニューギニア間の投資・観光の促進に向けてとるべき方策等について意見交換を行った。
- (5) 令和4年1月、大規模な火山噴火及び津波により被害を受けたトンガ王国に対して、岸田総理

大臣からお見舞いメッセージを発出するとともに、緊急援助隊（自衛隊部隊）による迅速な緊急援助物資の輸送及び供与を行い、さらに、約 244 万米ドル（約 2 億 6,400 万円）の緊急無償資金協力の実施も決定し、被災地の復旧に向けて支援を実施した。これに対し、トンガ首相から謝意が表明された。

令和 4 年度目標

- 1 太平洋・島サミット（PALM）関連会合の開催等を通じ、PALM9 の成果を着実に実施するとともに、令和 6 年に開催予定の第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）に向けた議論を進めていく。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本と太平洋島嶼国の首脳が一堂に集まり、地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直な議論を行う場である PALM は、日本と太平洋島嶼国の関係を強化するための重要な基盤となっている。令和 6 年に開催予定の PALM10 に向けて、PALM9 の成果を着実に進めることは、太平洋島嶼国の日本に対する信頼の更なる向上に資するものであるため。

太平洋島嶼国との関係強化に係る取組の実績を、各国との対話の実績等を通じて測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標 8－3 要人の往来数

（我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。）	中期 目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	3	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	2	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

関係強化の水準を定量的に測定するにあたり、ハイレベルの要人往来数の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

他方、新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さない中、二国間の関係の維持・強化のためには往来の回数に加え、その成果も踏まえ評価することが適当であるところ、引き続き年度目標を上記のとおりとした。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）		当初予算額 （単位：百万円）		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
①太平洋諸国との友好関係の強化（＊）	豪州及び NZ とハイレベルでの緊密な意見交換を始めとする様々なレベルでの協議の実施及び二国間、地域、国際社会における相互協力を推進する。二国間首脳・外相会談に加え、日豪 2＋2 を始めとする各種協議を実施する。ハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議の実施を通じ、豪州及び NZ との友好関係を強化する。				8-1 8-3

	5. 3 (5. 3)	12. 2 (3)	7. 4 (6)	7. 7	
②太平洋・島サミット開催経費 (*)	太平洋・島サミットでは、16 か国の島嶼国首脳等を迎え、防災、気候変動、環境、人的交流、持続可能な開発、海洋・漁業、貿易・投資・観光に焦点を当てた今後の協力や国際社会での協力につき議論する。 本サミットでは首脳宣言を採択するとともに、日本の太平洋島嶼国に対する今後3年間の支援パッケージを表明する。ほかにも、各国との首脳会談を実施し、東京においては外務大臣主催レセプション等を実施することで、日・太平洋島嶼国間のパートナーシップを一層強化する。 また、広報資料を作成し、本サミットを国内で周知する。 太平洋・島サミット後は、ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を継続して実施する。二国間首脳・外相会談を始めとする各種協議を、機会を捉えて実施し、太平洋島嶼国との更なる関係に努める。 ほかにも、近年、違法漁業等の問題が顕在化する中で、広大な EEZ を有する海洋国家によって構成される太平洋島嶼国と日本との間で自由で開かれた法の支配に基づく海洋秩序の維持に向けて協力する必要性が未だかつてなく高まっている。このような状況を受け、海洋安保・海上安全に関する協力を前進させる。				8-2
	31 (15)	24. 3 (4)	248 (23)	16	
③南太平洋経済交流支援センター（義務的拠出金） (平成8年度)	本センターは、平成8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。				8-2
	38 (38)	47 (47)	47 (26)	16	
④南太平洋経済交流支援センター（任意拠出金） (平成8年度)	本センターは、平成8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本からの投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事業経費として主に対日輸出産品開発事業、出版物作成、電子広報経費、展示セミナー費等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。				8-2
	7 (7)	5. 7 (5. 7)	5. 3 (5. 3)	5. 2	
⑤太平洋諸島フォーラム拠出金 (任意拠出金)	太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFは、豪州、NZのほか、太平洋の島嶼国14か国・2地域によって構成される国際機関である。これら14の島嶼国は、国連改革を始め国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持基盤である。さらに、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって水産資源の供給源、また、我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて				8-2

(昭和 63 年度)	重要であるところ、これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本拠出金は、我が国とPIFの政策協調、国際社会における共同行動を確保すべく、主に太平洋・島サミットやその関連会合に向けた協議や準備プロセス、活動に対して資金を拠出するものである。 こうしたPIFの活動に対する我が国の支援は、太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスの向上、友好協力関係の強化に資する。				
	6.5 (6.5)	4.7 (4.7)	4.4 (4.4)	4.3	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。